

2 0 2 0年度

一橋大学法科大学院
学 生 便 覧

法学研究科法務専攻
(専門職学位課程)

※2020年度は、教務関係事項等について、状況に応じ都度
大学よりご連絡いたします。最新情報を各自ご確認頂
きますようお願いいたします。

2020年9月1日

目 次

法科大学院学年暦	1
(カレンダー)	2
I 法学研究科法務専攻(法科大学院)の履修課程等	
1 履修方法等、休学・退学、証明書等について	4
(1) 修了要件	4
(2) 授業科目の種類と履修の方法	4
(3) 履修登録	5
(4) 成績評価	6
(5) 進級・修了判定	6
(6) 追試験・再試験	7
(7) 進級要件及び修了要件におけるGPA制度について	7
(8) 担任制度について	8
(9) 飛び級・早期卒業入学者の学修相談について	8
(10) 留年・休学	8
(11) 病気等による欠席について	9
(12) 感染症による出席停止措置について	10
(13) 答案・レポート課題の返却について	11
(14) 各種証明書の発行について	11
(15) 法科大学院事務室の窓口業務時間等について	12
2 カリキュラム	13
(1) 履修要件	13
(2) 2020年度講義表	17
(3) 2020年度時間割	21
3 教務上の決定事項	25
(1) 長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について	25
(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について	25
(3) 試験実施・成績評価・成績の通知・試験答案等の返却方法等について	26
4 エクスターンシップ、法律相談クリニック	27
5 ビジネスロー・コース	32
6 オフィスアワー	34
II 2020年度法科大学院教員一覧	36
III 法科大学院資料室の利用	38
IV 法科大学院科目等履修生	40
V 学修上の各種相談について	41
キャンパス施設配置図(含喫煙場所案内、駐輪場・駐車禁止ゾーン案内)	43

【注意】この学生便覧には、法科大学院の教務関係の案内を掲載しています。

本学大学院生に共通するその他の事項(附属図書館、情報基盤センター、奨学金・授業料免除、国際学生宿舎、保健センター、学外研修施設等)については、本学教務課発行の「学生便覧 令和2年度 一橋大学大学院」に掲載されています。

2020年度法科大学院学年暦（5/27版） ※最新の情報については、必ず大学からの連絡をご確認ください。

4	在学生定期健康診断	4月 1日（水）（延期）
	新入生健康診断	4月 2日（木）（延期）
	法科大学院新入生ガイダンス	4月 3日（金）（オンラインにて実施）
	法科大学院データベース講習会	4月 3日（金）（中止）
	入学式・新入生全研究科合同ガイダンス	4月 5日（日）（中止、ガイダンスはオンラインにて実施）
	春夏学期履修登録期間	4月27日（月）～ 5月15日（金）
	祝日授業日	4月29日（水）（中止）
5	春夏学期授業開始	5月7日（木）
6	春夏学期補講日（ビジネスロー・コース以外）	6月4日（木）
	春夏学期補講日（ビジネスロー・コース以外） ※ビジネスローコースは休講日	6月5日（金）
	春夏学期補講日（ビジネスロー・コースのみ）	6月13日（土）
7	春夏学期補講日（ビジネスロー・コースのみ）	7月11日（土）
	春夏学期補講日（ビジネスロー・コース以外）	7月13日（月）、7月14日（火）
	春夏学期試験期間	7月27日（月）～ 7月31日（金）
	夏季 授業休業期間	8月1日（土）～ 9月13日（日）
	法科大学院オープンキャンパス	7月25日（土）（中止）
8	2年次自由選択科目 エクスターンシップ	（2020年度休講）
	3年次必修科目 模擬裁判（刑事）	担当教員指定の日程による
	（全学）一斉休業	8月12日（水）～ 8月14日（金）
	春夏学期試験結果・成績発表	8月18日（火）
	春夏学期成績説明請求期間	8月18日（火）～ 8月25日（火）※
	春夏学期再試験・追試験	8月28日（金）
9	春夏学期科目試験最終成績発表 （模擬裁判、エクスターンシップは、別途発表となる場合があります。）	9月 3日（木）（エクスターンシップは2020年度休講）
	秋学期授業開始日	9月14日（月）
	秋冬学期履修登録期間（未修者1年生は除く。）	9月10日（木）～ 9月23日（水）※
	祝日授業日	9月21日（月）、9月22日（火）
	創立記念日	9月24日（木） ※授業日
10	エクスターンシップ夏期成績発表	（2020年度休講のため中止）
	2年次自由選択科目 法律相談クリニック	10月～1月（担当教員指定の日程による。）
	大学院（LS除く） 秋冬学期補講日 ※LSは通常授業日	10月26日（月）
	大学院 秋冬学期補講日（ビジネスロー・コース以外）	10月28日（水）
11	秋冬学期補講日（ビジネスロー・コースのみ）	11月14日（土）
	LS補講日（ビジネスロー・コース以外）※BLCは休講日 ※LS除く大学院は休講（一橋祭準備日、一橋祭）	11月20日（金）
12	LS秋冬学期補講日（ビジネスロー・コース以外）	12月17日（木）
	秋冬学期補講日（ビジネスロー・コースのみ）	12月12日（土）
	大学院（LS除く） 秋冬学期補講日 ※LSは試験期間	12月21日（月）、12月22日（火）
	LS秋冬学期試験期間	12月21日（月）～ 12月25日（金）
	LS冬・春季 授業休業期間	12月26日（土）～ 3月31日（水）
	冬季 授業休業期間（大学院全体） ※LSは別日程	12月23日（水）～ 1月 3日（日）
1	3年次必修科目 模擬裁判（民事）（秋冬学期）	1月5日（火）～1月8日（金）
	3年次選択科目 金融商品取引法（冬期集中講義）	1月18日（月）～1月21日（木）、期末試験：1月29日（金）予定
	LS共通到達度確認試験（1・2年次対象）	1月10日（日）
	秋冬学期通年科目試験結果・成績発表 （法律相談クリニックは、別途発表となる場合があります。）	1月19日（火）
	秋冬学期成績説明請求期間（通年科目含む。）	1月19日（火）～ 1月26日（火）
2	秋冬学期再試験・追試験	2月 2日（火）
	秋冬学期試験最終成績発表	2月 5日（金）
	春季 授業休業期間（大学院全体）※LSは別日程	2月 6日（土）～3月 7日（日）、3月27日（土）～3月31日（水）
	1年次進級試験	2月 9日（火）
	同・成績発表	2月15日（月）
	1年次進級試験再試験・追試験	2月19日（金）
	同・成績発表	2月22日（月）
	エクスターンシップ冬期、法律相談クリニック成績発表	2月26日（金）予定（エクスターンシップは2020年度休講）
3	学位記授与式（修了式）	3月19日（金）

※土日祝日を除く。

2020年度法科大学院学年暦 春夏学期 (コロナ対応版)
※最新の情報は、必ず大学からの連絡をご確認ください。

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
春夏学期履修登録期間(4/27～5/15)						

※LS…ロースクール(法科大学院)

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
LS春夏学期試験期間(7/27～7/31)						

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7 授業開始	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	※BLC…法科大学院3年次「ビジネスロー・コース」					

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1 夏季休業 8/1～9/13
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	7/22～9/13 は夏季休業期間ですが、以下の授業等を実施します。 ※模擬裁判 民事/刑事 未定 ※発展ゼミⅡ 申請期間(8月中旬～8月下旬予定)				

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 補講日(BLC 以外)	5 補講日(BLC 以外)	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 春夏学期最終 成績発表	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13 夏季休業 8/1～9/13	14 授業開始	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※日付の左下の小さな数字は、各曜日の授業回数です。4単位の科目は、「刑法Ⅰ」＝「刑」、「会社法」＝「会」、「民法Ⅲ」＝「民Ⅲ」、「民事訴訟法」＝「民訴」、「刑事訴訟法」＝「刑訴」と個別に表記しています。

2020年度法科大学院学年暦 秋冬学期(授業開始は9月14日(月))(コロナ対応版)

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※2年次…法律相談クリニック(10月～1月)担当教員指定の日程

1月

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	※金融商品取引法(品谷先生)集中講義 1/4(月)～1/7(木)、期末試験:1/14(木)予定 ※現2年…次年度「ビジネスロー・コース」募集・申請(1月下旬予定)					

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	②3	24	25	26	27	28
29	30					

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	⑪	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	②3	24	25	26	27
28	※現2年…次年度「発展ゼミⅠ」募集・申請(2月中旬予定) ※現2年…次年度「法学研究基礎」申請(2月予定) ※現3年・2018年度修了生…次年度「科目等履修生」募集・申請(2月～3月上旬予定)					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	②0
21	22	23	24	24	26	27
28	29	30	31			

I 法学研究科法務専攻（法科大学院）の履修課程等

※2020 年度については、都度、大学からの通知をご確認ください。以下は原則としての取り扱いとなります。

1 履修方法等、休学・退学、証明書等について

以下は、後掲の「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」(以下「規則」という)及び「法学研究科法務専攻(法科大学院)細則」(以下「細則」という)のうち、授業に関する主な項目です。詳細は、規則及び細則を参照してください。

(1) 修了要件

- ① 法科大学院の修了要件は、3 年以上在学し、95 単位以上を修得することとします。
- ② ただし、法学既修者と認められた者は、1 年間在学し 30 単位（「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」）を修得したものとみなされるので、入学後 2 年以上在学し、65 単位以上を修得することで足りるものとします。

(2) 授業科目の種類と履修の方法

一橋大学では 4 学期制が導入されています。ただし、法科大学院ではカリキュラム上はこれまでのセメスター制を維持して、各科目の授業進行及び単位認定は、原則これまでの『前期（春学期に履修登録を行い、夏学期末に単位認定）』、『後期（秋学期に履修登録を行い、冬学期末に単位認定）』、『通年（春学期に履修登録を行い、冬学期末に単位認定）』を踏襲します。

2018 年 4 月 1 日施行の法科大学院規則 29 条により、在学期間の制限がかかるため、休学等を行う際には、注意深く履修計画を立てる必要があります。休学等のご検討の際は、法科大学院事務室で必ず事前に相談してください。

① (必修科目)

(1) 必修科目は、全員が指定された期間（春学期及び夏学期、秋学期及び冬学期、通年のいずれか）に履修しなければなりません。

② (選択科目)

(1) 選択科目は、その中から任意の科目を選択して必要単位を履修しなければなりません。

(2) 選択科目は、必要単位を超えて履修することができます。

(3) 3 年次において、発展ゼミⅠ・Ⅱのそれぞれに代えて、当該科目の開講学期と同一の学期に割り当てられている選択科目群Ⅲ－1、Ⅲ－2、Ⅳの科目を履修することができます。

(4) 3 年次において、2 年次選択科目群Ⅱ－1 の科目中、2 年次に未履修であった科目は、1 科目 2 単位に限り 3 年次に履修することができ、その場合、3 年次の選択科目群Ⅲ－1、Ⅲ－2、Ⅳの中のいずれかの選択科目群の 1 科目 2 単位を履修したものとみなす。

(5) 2年次において、履修登録の上限（後記（3）②）の範囲内で、必要単位数のほか、さらに選択科目群Ⅳの科目を履修することができます。この場合、単位を修得した者は、3年次の選択科目群Ⅳの科目を2年次において履修したものとします。ただし、このことは、ビジネスロー・コースの修了認定要件には、影響を及ぼしません。

(6) 研究論文を執筆したいと考えている者は、2年次終了時に指導を希望する教員（法科大学院の法学を専攻する専任教員及び兼任教員）の承認を得て、3年次において、その教員の指導の下に「法学研究基礎」（通年 4 単位）を履修することができます。特に、研究者を志望する者（大学院博士後期課程の応用研究コース進学希望者を含む）については、履修が推奨されます。この科目を履修した場合、選択科目群Ⅲ－1、Ⅲ－2、又はⅣ（選択科目群Ⅱ－2の未履修科目を含む）の中のいずれか合計 4 単位の科目に読み替えることができます。

③（自由選択科目）

自由選択科目（「エクスターンシップ」、「法律相談クリニック」のいずれか）を履修した場合は、1単位が与えられます。この単位は修了必要単位に加算されます。法学既修者は2年次において、これらの科目を履修するか、又は、2年次に履修すべき選択科目を1科目多く履修しなければなりません。なお、これらの科目の履修を希望する者は、別に定めるエクスターンシップ実施要綱、法律相談クリニック実施要綱にしたがって、研修を受けなければなりません。

④（ビジネスロー・コース）

(1) 3年次のビジネスロー・コースは、一般コースの授業の一部（発展ゼミⅠ・Ⅱ、選択科目のうち選択科目群Ⅲ－1・Ⅲ－2・Ⅳ）を履修することに代えて、学術総合センター（千代田キャンパス）で週1日受講することになります。

(2) ビジネスロー・コースの募集方法、コース修了認定その他については、別に定めています。なお、ビジネスロー・コースの希望者が定員を超えた場合には、基本的に2年次における必修科目 GPA で選抜されます。

⑤（シラバス）

シラバスは、一橋大学公式サイト上の学務情報システム CELS（下記 URL）から閲覧してください。

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

ID、パスワードとも空白で「ログイン」でき、過去のシラバスも閲覧できます。

※緊急時等は、掲示及びローライブラリーに掲載することがあります。

（3）履修登録

①（履修登録）

履修については、春学期及び秋学期の、所定の期間内に CELS により履修登録をしなければなりません。期限内に登録がない場合、その学期中の科目履修が不可能となりますのでくれぐれも注意してください。なお、1年次未修者については、導入ゼミ、法律文書作成ゼミを除きすべて必修科目のため、1年次のうちは履修登録の必要はありません。導入ゼミ、法律文書作成ゼミについては別途募集掲示をします。

② (履修登録の上限)

必修科目・選択科目・随意科目・自由選択科目を通じて、履修科目として登録できる総単位数は、1年次は合計33単位、2年次は合計36単位、3年次は合計40単位を上限とします。

③ (重複履修の制限等)

同一科目については、「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」及び規則第11条第3項、第12条第2項の定めによる再履修科目を除いて、反復して履修することができません。また、授業時間割表において重複している科目を同時に履修することはできません。

(4) 成績評価

① 各科目における成績評価の基準は次のとおりであり、D以上を合格とします。

A (きわめて優秀)

B (優秀)

C (能力や知識が望ましい水準に達している)

D (一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する)

F (不合格)

※法科大学院では2017年度以降もABCDFの5段階評価です。

② 以下の科目の評価は、①にかかわらず、E (合格) 又はF (不合格) のみです。

「発展ゼミⅠ」、「発展ゼミⅡ」、「エクスターンシップ」、「法律相談クリニック」、「法学研究基礎」、「導入ゼミ」、「法律文書作成ゼミ」、「模擬裁判 (民事)」、「模擬裁判 (刑事)」、「問題解決実践」

③ 剽窃行為、不正行為又はそれに準ずる行為をした者に対して厳格に対処します。

(5) 進級・修了判定

① 未修1年生については、年度末に「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」の5科目について、進級試験を実施しています。進級するためには5科目全ての試験に合格する必要があります。不合格科目については後日再試験を実施しますが、再試験で不合格となった場合、進級はできません。

また、進級要件となりますので、「共通到達度確認試験」は必ず受験してください。「共通到達度確認試験」において一橋大学法科大学院が定める基準点を下回る場合は、法科大学院規則10条8項の「再試験に相当する措置」となる試験を実施します。

加えて、従来通り1年次における必要履修単位数及び必修科目GPA基準1.7により進級判定を行います。(なお、必要履修単位数不足あるいは必修科目GPA基準1.7未満となり1年次での留年が確定した場合には、当該年度の進級試験は受験できません。)

1年次留年者は、前年度に合格していた科目を含め、導入ゼミ、法律文書作成ゼミを除く、全ての必修科目を再履修しなければなりません。

② 2年生については、2年次の必要履修単位数及び必修科目GPA基準1.7により進級判定を行います。

2年次留年者は、単位を修得できなかった必修科目及び単位が不足していた選択科目群

の科目を履修しなければなりません。既に単位を修得していた科目も再履修できますが（GPA 要件による留年における再履修は、（7）の2を参照）、卒業必要単位には含まれません。なお、この場合には前年度の成績にかかわらず、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績評価とします。ほかに、3年次の科目のうち、選択科目及び「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を履修することができます。

2年次留年者は、2年次の履修単位数の上限の範囲内に限って履修することができます。

- ③ 3年生については、3年次の必要履修単位数及び必修科目 GPA 基準 1.7 により修了判定を行います。

3年次留年者は、単位を修得できなかった必修科目及び単位が不足していた選択科目群の科目を履修しなければなりません。既に単位を修得していた科目も再履修できますが（GPA 要件による留年における再履修は、（7）の2を参照）、卒業必要単位数には含まれません。なお、この場合には前年度の成績にかかわらず、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績評価とします。

3年次留年者は、3年次の履修単位数の上限の範囲内に限って履修することができます。

- ④ 進級・修了判定時に休学中である場合には「休学による原級留置」とみなされ、成績不良による留年扱い（1年次に1回、2・3年次に1回まで）にはあたりません。

（6）追試験・再試験

期末試験の追試験及び再試験等については、規則及び細則に規定するとおりです。

（7）進級要件及び修了要件における GPA（Grade Point Average）制度について

進級または修了するためには、まず各年次において、必要な単位を修得しなければなりません。科目詳細は「2 カリキュラム（13 ページ）」を参照してください。必修科目を落としたり修得単位数が足りなかったりした場合は、進級・修了ができません。

※1 年生については、1 年次末に進級試験及び共通到達度確認試験を実施しています。詳細は上記（5）進級・修了判定の①で確認してください。

またそれ以外に、一橋大学法科大学院では進級及び修了要件に従来の単位要件とともに必修科目の GPA（Grade Point Average）による要件を導入しています。これは、成績（成績自体は ABC 等で評価します）を数値化して平均し、この値が一定の基準値を満たすことを進級や修了の要件とする制度であり、具体的には以下のように運用されます。

1. GPA の算出方法及び基準値

当該年度における履修科目の単位数に、5 段階評価の科目の成績が A であれば 4、B であれば 3、C であれば 2、D であれば 1、F であれば 0（E、F 評価のみの科目を除く）を乗じた数を合計し、それを履修登録単位数で割ったものを当該年度の GPA とします。

*GPA の計算式

$$\frac{4 \times A \text{ 取得単位数} + 3 \times B \text{ 取得単位数} + 2 \times C \text{ 取得単位数} + 1 \times D \text{ 取得単位数} + 0 \times F \text{ 取得単位数}}{\text{総履修登録（必修科目）単位数}}$$

ただし、法科大学院では必修科目のみ（選択必修科目である英米法・法律英語及び BLC 必

修科目は除く)を算入対象とし、これを必修科目 GPA といいます(CELS に表示される GPA もこの GPA です)。

そして、このように計算した必修科目 GPA について、その基準値を 1.7 とします。この基準値に満たない学生は進級または修了できません。たとえば、成績評価においては「望ましい水準」に達している場合にはC評価となりますが、すべての必修科目でCをとれば必修科目 GPA は2 となり基準値を満たしますので、むやみに怖がる必要はありません。しかし、すべての必修科目の成績がDであった場合、必修科目 GPA は 1.7 未満となりますので、必要な単位を修得していても進級または修了できないことになります。

2. GPA 判定による進級・修了不可の場合の再履修

上記1 による必修科目 GPA が 1.7 未満 となって留年した場合には、前年度の必修科目で成績評価がD以下であったものを再履修しなければなりません。また、成績評価がCであったものも再履修することができます。しかし、いずれの場合も、前年度の成績にかかわらず再履修したときの成績をもって当該科目の成績評価とします。つまり、前年度はCであっても再履修してDの評価を得た場合には、成績表ではDとなります。なお、1 年次で留年したときには、全必修科目を再履修しなければなりません。

留年した年度の必修科目 GPA は、再履修した科目については再履修した成績で、それ以外の科目については前年度の成績で算出します。もちろん、これも基準値を満たさなければなりません。GPA 不足による留年は、1 年次に 1 回、2・3 年次を通じて 1 回を限度とします。

これにより、進級や修了の判定が厳格かつ適正になり、法科大学院の学生の学力水準を確保することに寄与すると期待されます。学生と教員とが一緒になり、緊張感に満ち、かつ、着実な学習のできる環境を作っていきましょう。

また留年者には、次の学年の間、法科大学院長又は教務担当委員が継続的に学修上の相談に応じますので積極的に申し出てください。

(8) 担任制度について※1 年次のみ

一橋大学法科大学院では、未修者教育をより一層充実させるという観点から、未修1 年次の学生に対して、担任制度を設けています。詳細については以下のとおりです。

- 1 各学生に対して、主担任教員及び副担任教員をそれぞれ1 名充てることとします。
- 2 1 年次在学中は夏学期末、冬学期末に、その主担任教員又は副担任教員(以下、教員という)と面談を行うこととします。なお、面談の実施時期については各学期末試験後(成績発表後)を予定しています。面談の日時等については担当教員との協議により調整するものとします。
- 3 前項の面談においては、前項の学生は、教員に対して学修状況を報告し、教員は、当該学生に対して適切な指導を与えるものとします。
- 4 学生は、勉学、学生生活に関する事項等について指導・助言を求めるため、第2 項の面談に限らず、担任の教員に面談を求めることができます。

(9) 飛び級・早期卒業入学者の学修相談について

飛び級、又は早期卒業制度によって法科大学院に入学した者には、法科大学院長又は法科大学院長が指定する教務担当教員が担任教員として学修相談に当たります。飛び級入学者が、学修指導を希望する場合には、各教員のオフィスアワーを利用することができるほか、担任の法科大学院長又は教務担当教員の面談指導を受けることができます。面談の申込み、日程の調整については、直接、各教員、法科大学院長又は教務担当教員に連絡をしてください。

(10) 留年・休学・在学期間

1. 留年について

留年は、1年次に1回、2・3年次に1回、休学は、1年次に1年間、2・3年次に2年間を限度とします。この制限年度内に進級又は修了できない者は、除籍となります。

2. 休学について

休学は、継続して就学する意思があるにもかかわらず、疾病その他の外的事情によって一時的に修学することが困難な場合に認められる（一橋大学学則9条－11条参照）のであって、それ以外の事由は休学制度の趣旨に適合しないと判断されます。

※なお、留年者が前年度までに履修済等の理由により、新たに修得する科目がなく休学を希望する場合には、別途事務室まで相談してください。

また、現在3年次には通年科目があるため、通年科目修得前に3年次のいずれかの学期を休学した場合、修了するためにはもう1年間、在籍が必要となりますのでご注意ください。

申請した休学期間に変更がない場合は、休学期間満了後に自動的に復学となります。

なお、在学期間が1年次においては2年に、2年次・3年次においては合計で3年に制限されています。在学期間の満了で除籍となる場合もありますので、留年・休学をする際には、その後の学習計画を適切に立てるようにしてください。

◎休学の申請時期について（新規及び休学期間を延長する場合）

法科大学院ではカリキュラムの性質上、休学期間は事前申請の上、原則2学期（春学期及び夏学期、又は秋学期及び冬学期）単位としています。ただし、申請が間に合えば夏学期、又は冬学期からの休学も可能となりました。学期途中からの休学については、少なくとも申請後1ヵ月後からとなります、申請してすぐに休学が認められるわけではありませんのでご注意ください。

定められた期限までに申請をし、当該学期開始前までに休学許可が下りた場合、休学する学期の間の授業料は発生しません。

ただし、申請について下記期間を過ぎると手続きが間に合わず、休学が認められた日が含まれる学期分の授業料が発生しますので、必ず期限までに手続きをしてください。申請用紙は、法科大学院事務室にあります。

- ・春学期（4月）からの休学：前年度の2月末までに申請してください。
- ・夏学期（6月～秋学期開始前日まで）からの休学：4月末までに申請してください。

- ・秋学期（10月）からの休学：8月中旬までに申請してください。
- ・冬学期（11月上旬～3月末まで）からの休学：9月末までに申請してください。

学期途中で休学を希望する場合には、まずその学期の授業料納入が完了していなければ申請できません。そのうえで申請が間に合えば、次の学期から休学が可能となります。

なお、学期途中の休学となった場合でも、当該学期の授業料の払い戻しは行いません。

4 ページ「1 履修方法等、休学・退学、証明書等について（2）授業科目の種類と履修の方法」に記載してあるとおり、法科大学院では春学期に履修登録をした科目の単位認定は夏学期に行われます（同様に秋学期に履修登録した科目の単位認定は冬学期に行い、通年科目のみ春学期に登録して冬学期に単位認定となります）。

そのため以下のケースでは履修登録手続き不可、あるいは単位認定対象外となるため、共に単位取得ができなくなることに注意してください。

- ・春学期（又は秋学期）に休学をして夏学期（又は冬学期）に復学する場合
→春学期（又は秋学期）の履修登録手続きを行っていないため
- ・夏学期（又は冬学期）から休学する場合
→休学により春学期（又は秋学期）に登録した科目の単位認定対象外となるため

休学許可の認定は法科大学院教授会にて承認後、一橋大学長が行うため、時間がかかります。まずは法科大学院事務室まで事前に相談をして下さい。

（11）病気等による欠席について

授業を欠席する場合には、なるべく欠席する授業の担当教員（あるいは事務室、準備室）に、授業実施前までにお知らせ下さい。なお、法科大学院では出席要件制度を設けています。欠席は平常点に影響するだけでなく、進級要件・修了要件・単位認定に関わりますので、体調不良による欠席を減らすよう、各自で体調管理に努めてください。

※出席要件制度については、25 ページ「3 教務上の決定事項（1）長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について」を参照してください。進級要件・修了要件・単位認定に関わる重要な事項ですので、必ず確認をして下さい。

ただし、病院での受診・忌引き等による欠席については、「欠席届」を提出することで出席要件の配慮（※）が受けられます。「欠席届」については、法科大学院 HP よりダウンロード可能なほか、法科大学院事務室でも配布しています。

※「欠席届」を提出した場合でも、「欠席による平常点の扱い（評価）」についての裁量は各科目担当教員に委ねられています。

病院で受診した場合や忌引により欠席する場合、「欠席届」のほか、診療明細書等や会葬状等の確認書類の添付が必要となります。

インフルエンザ等感染症による出席停止措置については「（12）感染症による出席停止措置について」を参照してください。また、怪我等による長期療養が必要な場合には、「3 教務上の決定事項」で確認をして下さい。

（12）感染症による出席停止措置について

- 1 第1種、第2種の感染症に罹患した場合には、医師の診断に基づき出席停止となります

す。感染症の種類については学校保健安全法を参照してください。

- 2 出席停止の期間については、次表の期間を基準として、医師に治癒したと診断されるまでとなります。

第1種、第2種の感染症については、医師の発行する「病名、罹患期間、治癒したことが記載された診断書（又は感染症治癒証明書）」、及び「欠席届」を事務室に提出することで、出席停止の解除となります。

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	完全に治癒するまで。
第2種	次の期間。<u>ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</u> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ・百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 ・麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 ・風疹にあつては、発疹が消失するまで。 ・水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。 ・咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- 3 出席停止となった期間に出席できなかった授業については、上記2の手続きを行うことで、あわせて「出席要件」の配慮が受けられます。

- 4 「欠席届」、「医師の診断書（または感染症治癒証明書）」の受理後、法科大学院事務室より授業担当教員に連絡を行います。「欠席届」・「治癒証明書」については、法科大学院HPよりダウンロード可能です。また法科大学院事務室でも配布しています。上記手続きを行わない場合は、無断欠席となります。また、他学生への感染を防ぐため、自身の判断での登校（出席停止の解除）はご遠慮下さい。

(13) 答案・レポート課題の返却について

各科目の答案やレポート課題の返却については、事務室にて返却の準備が出来次第、メール・学内掲示等によりお知らせします。担当教員より授業中に返却の指示があった場合でも事務室からの連絡がないときはまだ準備が出来ていない状態ですので、返却は出来

ません。また、受領の際は学生証の提示が必要となります、学生証持参の上事務室までお越し頂き、受領簿にサインをした上で受け取って下さい。

※本来は以下の通りですが、当面の間の扱いについては、法科大学院 HP「在学生の方」に記載の「各種証明書の発行について」をご確認ください。

(14) 各種証明書の発行について

教務課（西キャンパス本館 1 階）前に設置されている証明書自動発行機により、在学証明書、成績証明書、修了証明書、修了見込証明書（3 年生のみ）、退学証明書、健康診断書及び学割証が発行できるため、窓口での申請は必要ありません。学籍番号又はカード式学生証により暗証番号を入力することにより即時発行されます。

証明書自動発行機に不具合が生じた場合は、教務課にお知らせください。

証明書自動発行機が使用できない場合は、法科大学院事務室窓口にご申請ください。なお、その場合は即日発行はできませんのでご了承ください。

(15) 法科大学院からのお知らせについて

法科大学院から法科大学院学生の皆さんへのお知らせは、主に掲示板への掲示で行います。一日一度は掲示板を確認するよう心がけてください。

掲示板設置場所：マーキュリータワー 2 階資料室前（屋内）

本学の Web サイト（<http://www.hit-u.ac.jp/>）「在学生の方」等にも学生生活に関する情報を掲載しているのでご活用ください。

その他、法科大学院事務室、法科大学院資料室から、大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）宛てにお知らせを送ります。随時確認し、各種申請・手続きの漏れや提出期限の認識誤り等がないようにしてください。

(16) 法科大学院事務室の窓口業務時間等について

①土曜・日曜・祝日（含祝日授業日）・年末年始（12/29～1/3）を除き、開室します。

②窓口業務時間は、8 時 30 分～12 時、13 時～17 時 15 分

※12 時～13 時は、窓口休憩時間となります。

休憩時間中は、レポート提出・返却や申請書発行等の窓口業務は対応できませんのでご注意ください。

休憩時間中は職員がいる場合は扉を開けていますが、職員不在により閉室している場合もあります。

※大学行事、職員・業務上の都合等で窓口業務時間を臨時短縮する場合があります。

2 カリキュラム

(1) 履修要件

下記の表は、学年ごとに、履修要件（科目区分ごとの履修科目及び単位数）をまとめたものである。
 なお、2年次では、法学未修者と法学既修者とで履修すべき科目区分や単位数が異なることに留意する必要がある。

これらの履修単位数を整理すると、法学未修者・法学既修者別に次の表のようになるが、1年次では33単位、2年次では36単位、3年次では40単位の範囲で、次の表の単位を超える科目を履修登録することができる。

	1年次	2年次	3年次	合計
未修者	31単位	33単位	31単位	95単位
既修者	——	34単位	31単位	65単位
履修上限	33単位	36単位	40単位	

【1年次】

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります（9/1現在）

学期	科目区分	科目名	単位	備考	
春夏学期	必修科目	憲法Ⅰ	2		
		民法Ⅰ	3.5		
		民法Ⅱ	3.5		
		民法Ⅳ	1		
		刑法Ⅰ	4		
	随意科目	導入ゼミ	1		
	必要履修単位数 14単位				
秋冬学期	必修科目	憲法Ⅱ	2	若干回の授業を春夏学期の終わり頃に行う。	
		民法Ⅲ	4		
		民事訴訟法	4		
		刑法Ⅱ	2		
		刑事訴訟法	4		法曹実務見学講習を夏期に、若干回の授業を春夏学期の終わり頃に行う。
		比較法制度論	1		
	随意科目	法律文書作成ゼミ	1		
	必要履修単位数 17単位				

【2年次】※既修者は、表下の*1を必ず読んでください。

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります（9/1現在）。

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	公法演習Ⅰ	2	
		民事法演習Ⅰ	2	
		民事法演習Ⅱ（2020年度は通年開講）	2	
		刑事法演習Ⅰ	2	
		行政法Ⅰ	2	
		会社法	4	
	選択科目 （選択科目群Ⅰ）	少年法	2	1科目2単位選択
		民事執行法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		比較刑事司法	2	
		国際法	2	
	必要履修単位数 16単位（＊1既修者注意）			
夏期/冬期	自由選択科目	エクスターンシップ	1	集 中（2020年度は休講）
秋冬学期	必修科目	民事法演習Ⅲ	1	1回の授業を春夏学期に行う。
		企業法演習Ⅰ	2	
		刑事法演習Ⅱ	2	
		法曹倫理Ⅰ（2020年度は通年開講）	1	
		民事裁判基礎Ⅰ	1	
		行政法Ⅱ	2	
		商法総則・商行為・手形小切手	2	
	選択科目 （選択科目群Ⅱ-1）	租税法Ⅰ	2	1科目2単位選択
		知的財産法Ⅰ	2	
		倒産処理法Ⅰ	2	
		信託法	2	
		労働法Ⅱ	2	
		独占禁止法Ⅰ	2	
		刑事証拠法	2	
	選択科目 （選択科目群Ⅱ-2）	法哲学	2	英米法又は法律英語 のいずれかを含む2 科目4単位選択
		法社会学	2	
		比較法文化論	2	
		西洋法制史（2020年度は春夏学期開講）	2	
		日本法制史（2020年度は春夏学期開講）	2	
		アジア法（2020年度は春夏学期開講）	2	
		英米法	2	
		法律英語	2	
	必要履修単位数 17単位（＊1既修者注意）			
冬期	自由選択科目	法律相談クリニック	1	

*1 既修者は、上記必要履修単位数だけでは、既修者の進級要件34単位に足りません。上記必要履修単位数のほかに必ず自由選択科目又は2年次に履修すべき選択科目を1科目多く履修すること。

- ◆ 履修登録の上限の範囲内で、必要単位数のほか、3年次選択群Ⅳの科目を履修することができ、この単位を修得した者は、3年次の選択群Ⅳの選択科目を履修したものとする。
ただし、このことは、ビジネスロー・コースの修了認定要件には、影響を及ぼさない。

【3年次】※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります（9/1現在）。

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	発展ゼミⅠ（＊1）	2	通年2単位の科目。 通年2単位の科目。
		公法演習Ⅱ	1	
		企業法演習Ⅱ	2	
		民事裁判基礎Ⅱ	1	
		民事法務基礎	1	
		模擬裁判（民事）（2020年度は秋・冬学期開講）	1	
		刑事実務概論（2020年度は通年開講）	2	
	選択科目 （選択科目群Ⅲ-1）	金融商品取引法（2020年度は冬期集中講義）	2	2科目4単位選択（＊3）
		租税法Ⅱ	2	
		環境法	2	
		倒産処理法Ⅱ	2	
		消費者法	2	
		社会保障法	2	
		独占禁止法Ⅱ	2	
		情報法（2020年度は秋冬学期開講）	2	
		知的財産法Ⅱ	2	
		医事法	2	
	選択科目 （選択科目群Ⅲ-2）	国際人権法（2020年度は秋冬学期集中講義）	2	2科目4単位選択（＊3）
		国際私法	2	
		国際民事訴訟法	2	
		国際取引法	2	
		国際経済法	2	
		E U法（2020年度は秋冬学期開講）	2	
		国際制度論（2020年度は秋冬学期開講）	2	
		国際関係学（2020年度は秋冬学期開講）	2	
		外国法文献読解Ⅰ（2020年度は秋冬学期開講）	2	
		外国法文献読解Ⅱ（2020年度は秋冬学期開講）	2	
	必要履修単位数 18単位			
夏期	必修科目	模擬裁判（刑事）（2020年度は通年開講）	1	
	必要履修単位数 1単位			
秋冬学期	必修科目	発展ゼミⅡ（＊1）	2	通年2単位の科目。 通年2単位の科目。
		民事判例研究	2	
		問題解決実践	2	
		法曹倫理Ⅱ（2020年度は通年開講）	1	
		公法実務基礎	1	
		民事裁判基礎Ⅱ	1	
		民事法務基礎	1	
	選択科目 （選択科目群Ⅳ）	法と公共政策	2	選択科目群Ⅱ-2の未履修科目（3年次のみ該当）を含む科目のうちから1科目2単位（＊3）
		法と心理学	2	
		法と経済学（2020年度は春夏学期開講）	2	
必要履修単位数 12単位				
通年	任意科目	法学研究基礎（＊2）	4	

※1 発展ゼミⅠ・Ⅱのそれぞれに代えて、当該科目の開講学期と同一の学期に割り当てられている（開講する）選択科目群Ⅲ-1、Ⅲ-2、又はⅣを履修することができる。なおⅣ群については、Ⅱ-2の未履修科目も含むものとする。

※2 法学研究基礎を履修したときは、選択科目のうち選択科目群Ⅲ-1、Ⅲ-2、又はⅣのいずれか合計4単位の科目に読みかえることができる。

※3 第2年次選択科目群Ⅱ-1の科目中、2年次において未履修であった科目については、1科目2単位に限り第3年次に履修することができ、その場合、選択科目群Ⅲ-1、Ⅲ-2、又はⅣの中のいずれかの選択科目群の1科目2単位を履修したとみなすことができる。

【3年次（ビジネスロー・コース）】

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります（9/1現在）。

学期	科目区分	科目名	単位	備考
春夏学期	必修科目	公法演習Ⅱ	1	通年2単位の科目。 通年2単位の科目。
		企業法演習Ⅱ	2	
		民事裁判基礎Ⅱ	1	
		民事法務基礎	1	
		模擬裁判（民事）（2020年度は秋・冬学期開講）	1	
		刑事実務概論（2020年度は通年開講）	2	
	実践ゼミ	企業法務	2	2科目4単位選択
		知的財産法	2	
		国際法務戦略・交渉論	2	
		中国ビジネス法実務	2	
	実践専門科目	実践金融法	2	2科目4単位選択
		実践独占禁止法	2	
		実践国際経済法	2	
		実践税法	2	
	必要履修単位数 16単位			
夏期	必修科目	模擬裁判（刑事）（2020年度は通年開講）	1	
	必要履修単位数 1単位			
秋冬学期	必修科目	民事判例研究	2	通年2単位の科目。 通年2単位の科目。
		問題解決実践	2	
		法曹倫理Ⅱ	1	
		公法実務基礎	1	
		民事裁判基礎Ⅱ	1	
		民事法務基礎	1	
	コース必修科目	実践ビジネスローⅠ（会社法）	2	
		実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）	2	
		ワールト・ビジネスロー	2	
	必要履修単位数 14単位			
通年	任意科目	法学研究基礎（＊1）	4	

＊1 ビジネスロー・コースの履修要件を必ず満たすことを条件に法学研究基礎を履修することができる。
（ただし、法学研究基礎を履修してもビジネスロー・コースの実践ゼミ、実践専門科目、コース必修科目に読み替えることはできない。）

(2) 2020年度講義表

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります(9/1現在)。

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況
1 年次	随意科目	導入ゼミ	Introductory Seminars	1	講 師 田鎖麻衣子	春・夏学期 木 3
		法律文書作成ゼミ	Legal Drafting Seminar	1	教 授 滝沢昌彦	秋・冬学期 水 1
	必修科目	憲法Ⅰ	Constitutional Law Ⅰ	2	講 師 江藤祥平	春・夏学期 木 2
		憲法Ⅱ	Constitutional Law Ⅱ	2	教 授 渡邊康行	秋・冬学期 木 5
		民法Ⅰ	Civil Law Ⅰ	3.5	教 授 小粥太郎	春・夏学期 火 3・金 2
		民法Ⅱ	Civil Law Ⅱ	3.5	教 授 滝沢昌彦	春・夏学期 月 2・水 2
		民法Ⅲ	Civil Law Ⅲ	4	教 授 石田 剛	秋・冬学期 月 2・水 2
		民法Ⅳ	Civil Law Ⅳ	1	講 師 羽生香織	春・夏学期 火 1
		民事訴訟法	Law of Civil Procedure	4	教 授 杉山悦子	秋・冬学期 月 3・木 2
		刑法Ⅰ	Criminal Law Ⅰ	4	教 授 本庄 武	春・夏学期 火 2・金 1
		刑法Ⅱ	Criminal Law Ⅱ	2	講 師 橋本正博	秋・冬学期 火 3
		刑事訴訟法	Law of Criminal Procedure	4	教 授 葛野尋之	秋・冬学期 火 4・金 4
		比較法制度論	Comparative Legal Systems	1	教 授 ミドルトン	秋・冬学期 木 3
					教 授 但見 亮	
					教 授 屋敷二郎	
					准 教 授 松園潤一朗	
2 年次	必修科目	公法演習Ⅰ	Public Law Seminar Ⅰ	2	教 授 渡邊康行	春・夏学期 水 1・2
		民事法演習Ⅰ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅰ	2	教 授 石田 剛	春・夏学期 月 1・2
		民事法演習Ⅱ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅱ	2	教 授 山本和彦	通年 木 1・2
		民事法演習Ⅲ	Civil Law and Procedure Seminar Ⅲ	1	教 授 角田美穂子	秋・冬学期 月 1・2
		刑事法演習Ⅰ	Criminal Law Seminar Ⅰ	2	講 師 橋本正博 教 授 葛野尋之	春・夏学期 水 1・2
		刑事法演習Ⅱ	Criminal Law Seminar Ⅱ	2	教 授 本庄 武 特任教授 駒方和希	秋・冬学期 木 3・4
		企業法演習Ⅰ	Business Law Seminar Ⅰ	2	教 授 玉井利幸	秋・冬学期 水 1・2
		法曹倫理Ⅰ	Legal Ethics Ⅰ	1	教 授 青木孝之	通年 火 1・2
		民事裁判基礎Ⅰ	Fundamentals of Civil Procedure Ⅰ	1	特任教授 棚井 啓	秋・冬学期 水 1・2
		行政法Ⅰ	Administrative Law Ⅰ	2	教 授 下山憲治	春・夏学期 木 1・2
		行政法Ⅱ	Administrative Law Ⅱ	2	教 授 野口貴公美	秋・冬学期 金 3・4
		会社法	Corporate Law	4	教 授 仮屋広郷	春・夏学期 火 4・5 春・夏学期 金 4・5
		商法総則・商行為・手形小切手	Commercial Law, Transactions and Negotiable Instruments	2	教 授 酒井太郎	秋・冬学期 木 3・4
	選択科目群Ⅰ	少年法	Juvenile Law	2	講 師 松原拓郎	春・夏学期 火 2
		民事執行法	Law of Creditors' Rights	2	教 授 山本和彦	春・夏学期 木 3
		労働法Ⅰ	Labor Law Ⅰ	2	准 教 授 相澤美智子	春・夏学期 火 3
		比較刑事司法	Comparative Criminal Law	2	教 授 王 云海	春・夏学期 金 3
		国際法	International Law	2	講 師 南 諭子	春・夏学期 月 4
	選択科目群Ⅱ－1	租税法Ⅰ	Tax Law Ⅰ	2	講 師 神山弘行	秋・冬学期 月 4
		知的財産法Ⅰ	Intellectual Property Law Ⅰ	2	教 授 長塚真琴	秋・冬学期 月 4
		倒産処理法Ⅰ	Bankruptcy Law Ⅰ	2	教 授 杉山悦子	秋・冬学期 月 4
		信託法	Law of Trusts	2	講 師 沖野眞已	秋・冬学期 金 1
		労働法Ⅱ	Labor Law Ⅱ	2	准 教 授 相澤美智子	秋・冬学期 火 3
		独占禁止法Ⅰ	Antimonopoly Law Ⅰ	2	准 教 授 柳 武史	秋・冬学期 金 5
		刑事証拠法	Criminal Law of Evidence	2	講 師 贅田健二郎 教 授 緑 大輔	秋・冬学期 金 5

(2) 2020年度講義表

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります(9/1現在)。

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況
	選択科目群 Ⅱ－２	法哲学	Legal Philosophy	2	特任教授 森村 進	秋・冬学期 木 5
		法社会学	Legal Sociology	2	講 師 河合幹雄	秋・冬学期 火 3
		比較法文化論	Comparative Legal Culture	2	教 授 青木人志	秋・冬学期 金 1
		西洋法制史	European Legal History	2	教 授 屋敷二郎	春・夏学期 月 3
		日本法制史	Japanese Legal History	2	准 教 授 松園潤一朗	春・夏学期 月 3
		アジア法	Asian Law	2	教 授 但見 亮	春・夏学期 木 3
		英米法	Anglo-American Law	2	教 授 ミドルトン	秋・冬学期 金 2
		法律英語	Legal English	2	講 師 牧野和夫	秋・冬学期 火 4
	自由選択科目	エクスターンシップ	Externship	1		2020年度 休講
		法律相談クリニック	Legal Clinic	1	教 授 青木孝之	秋・冬学期
3 年次	必修科目	発展ゼミⅠ	Advanced SeminarⅠ	2	教 授 小粥太郎	春・夏学期 月 3
					教 授 野口貴公美	春・夏学期 火 5
					教 授 水元宏典	春・夏学期 火 5
					教 授 ミドルトン	春・夏学期 火 5
					教 授 王 云海	春・夏学期 金 4
					准 教 授 相澤美智子	春・夏学期 火 1
					准 教 授 高橋真弓	春・夏学期 木 4
					特任教授 駒方希和	春・夏学期 木 3
		発展ゼミⅡ	Advanced SeminarⅡ	2	教 授 青木孝之	秋・冬学期 金 2
					教 授 竹下啓介	秋・冬学期 月 5
					教 授 屋敷二郎	秋・冬学期 金 3
					教 授 渡邊康行	秋・冬学期 金 4
					講 師 嘉多山宗	
					准 教 授 柳 武史	秋・冬学期 金 4
					講 師 織 朱實	秋・冬学期 火 4
					講 師 南 諭子	秋・冬学期 月 3
		法曹倫理Ⅱ	Legal EthicsⅡ	1	特任教授 田子真也	通年 水 1・2
		民事法務基礎	Fundamentals of Civil Practice	2	特任教授 田子真也	通年 水 1・2
		民事判例研究	Civil Case Research	2	教 授 山本和彦	秋・冬学期 火 1・2
					教 授 角田美穂子	
		民事裁判基礎Ⅱ	Fundamentals of Civil ProcedureⅡ	2	特任教授 棚井 啓	通年 水 1・2
		刑事実務概論	Criminal Practice	2	教 授 青木孝之	通年 木 1・2
					特任教授 駒方希和	
		公法実務基礎	Fundamentals of Public Law Practice	1	教 授 下山憲治 講 師 長屋文裕	秋・冬学期 月 4
		公法演習Ⅱ	Public Law SeminarⅡ	1	教 授 只野雅人	春・夏学期 木 1・2
					教 授 野口貴公美	
		企業法演習Ⅱ	Business Law SeminarⅡ	2	教 授 酒井太郎	春・夏学期 火 3・4
		問題解決実践	Advanced Research and Discussion on Various Topics	2	複数教員	秋・冬学期 木 1・2
		模擬裁判(民事)	Moot Court(Civil)	1	特任教授 田子真也	秋・冬学期 水 1・2
		模擬裁判(刑事)	Moot Court(Criminal)	1	教 授 青木孝之	通年
					特任教授 駒方希和	

(2) 2020年度講義表

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります(9/1現在)。

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況
3 年次	選択科目群 Ⅲ－1	環境法	Environmental Law	2	講 師 織 朱實	春・夏学期 木 4
		倒産処理法Ⅱ	Bankruptcy Law Ⅱ	2	教 授 水元宏典	春・夏学期 金 5
		消費者法	Consumer Law	2	講 師 齋藤雅弘	春・夏学期 火 1
		社会保障法	Social Security Law	2	講 師 増田幸弘	春・夏学期 水 3
		独占禁止法Ⅱ	Antimonopoly Law Ⅱ	2	准 教 授 柳 武史	春・夏学期 金 5
		金融商品取引法	Financial Products Trading Law	2	講 師 品谷篤哉	冬期集中講義 (1月中旬～下旬頃)
		情報法	Information Law	2	講 師 白田秀彰	秋・冬学期 水 4
		知的財産法Ⅱ	Intellectual Property Law Ⅱ	2	教 授 長塚真琴	春・夏学期 月 4
		医事法	Medical Law	2	講 師 児玉安司 講 師 中山ひとみ	春・夏学期 月 2
		租税法Ⅱ	Tax Law Ⅱ	2	講 師 神山弘行	春・夏学期 月 4
	選択科目群 Ⅲ－2	国際人権法	International Human Rights Law	2	講 師 申 惠丰	秋・冬学期集中 月 1・2
		国際私法	Private International Law	2	教 授 竹下啓介	春・夏学期 火 2
		国際民事訴訟法	International Civil Procedure Law	2	教 授 竹下啓介	春・夏学期 月 3
		国際取引法	International Transactional Law	2	講 師 藤澤尚江	春・夏学期 月 4
		国際経済法	International Economic Jurisprudence	2	講 師 佐藤弥恵	春・夏学期 金 2
		E U 法	EU Law	2	講 師 佐藤智恵	秋・冬学期 火 3
		国際制度論	International Organizations	2	教 授 山田 敦	秋・冬学期 月 1
		国際関係学	Studies in International Relations	2	准 教 授 権 容爽	秋・冬学期 木 3
		外国法文献読解Ⅰ	Reading and Study of Foreign Legal Materials Ⅰ	2	講 師 田鎖麻衣子	秋・冬学期 月 2
		外国法文献読解Ⅱ	Reading and Study of Foreign Legal Materials Ⅱ	2	教 授 屋敷二郎	秋・冬学期 金 2
	選択科目群 Ⅳ	法と心理学	Law and Psychology	2	講 師 荒川 歩	秋・冬学期 水 4
		法と経済学	Law and Economics	2	講 師 飯田 高	春・夏学期 金 3
		法と公共政策	Law and Public Policy	2	教 授 野口貴公美	秋・冬学期 火 3
	任意科目	法学研究基礎	Fundamentals of Legal Research	4		

(2) 2020年度講義表

※開講状況等については、2020年度は変更となる可能性があります(9/1現在)。

学年	科目区分	授業科目名 (和文)	授業科目名 (英文)	単位	担当者	開講状況
3年次 (ビジネス ローコース)	必修科目	法曹倫理Ⅱ	Legal Ethics Ⅱ	1	特任教授 田子真也	通年 水1・2
		民事法務基礎	Fundamentals of Civil Practice	2	特任教授 田子真也	通年 水1・2
		民事判例研究	Civil Case Research	2	教 授 山本和彦 教 授 角田美穂子	秋・冬学期 火1・2
		民事裁判基礎Ⅱ	Fundamentals of Civil Procedure Ⅱ	2	特任教授 棚井 啓	通年 水1・2
		刑事実務概論	Criminal Practice	2	教 授 青木孝之 特任教授 駒方希	通年 木1・2
		公法実務基礎	Fundamentals of Public Law Practice	1	教 授 下山憲治 講 師 長屋文裕	秋・冬学期 月4
		公法演習Ⅱ	Public Law Seminar Ⅱ	1	教 授 只野雅人 教 授 野口貴公美	春・夏学期 木1・2
		企業法演習Ⅱ	Business Law Seminar Ⅱ	2	教 授 酒井太郎	春・夏学期 火3・4
		問題解決実践	Advanced Research and Discussion on Various Topics	2	複数教員	秋・冬学期 木1・2
		模擬裁判(民事)	Moot Court (Civil)	1	特任教授 田子真也	秋・冬学期 水1・2
		模擬裁判(刑事)	Moot Court (Criminal)	1	教 授 青木孝之 特任教授 駒方希	通年
		実践ビジネスローⅠ	Practical Issues in Business Law Ⅰ	2	講 師 石井裕介	秋・冬学期 金1
		実践ビジネスローⅡ	Practical Issues in Business Law Ⅱ	2	講 師 田中康之	秋・冬学期 金2
		ワールド・ビジネス・ロー	World Business Law	2	特任教授 射手矢好雄 講 師 伊藤亮介 講 師 中尾雄史	秋・冬学期 金3
	実践ゼミ	企業法務	Seminar on Legal Practice (Corporate Law Practice)	2	講 師 戸倉圭太	春・夏学期 金1
		国際法務戦略・交渉論	Seminar on Legal Practice (International Business Lawyers)	2	特任教授 射手矢好雄	春・夏学期 金1
		知的財産法	Seminar on Legal Practice (Intellectual Property Law)	2	教 授 井上由里子 准教授 関 景輔 講 師 戸田 暁	春・夏学期 金2
		中国ビジネス法実務	Seminar on Legal Practice (Chinese Business Law Practice)	2	特任教授 射手矢好雄	春・夏学期 金2
	実践専門科目	実践独占禁止法	Practical Issues in Antimonopoly Law	2	講 師 植村幸也 講 師 江崎滋恒	春・夏学期 金3
		実践国際経済法	Practical Issues in International Economic Jurisprudence	2	講 師 末 啓一郎	春・夏学期 金3
		実践金融法	Practical Issues in Financial Law	2	講 師 小野 傑 講 師 佐藤丈文 講 師 伊東 啓 講 師 根本剛史	春・夏学期 金4
		実践税法	Practical Issues in Tax Law	2	講 師 中村慈美 講 師 小松誠志 講 師 安部健一 講 師 藤田 章	春・夏学期 金5

【春夏学期】

◆A・B：クラス ◆太字表記:必修科目 ◆Ⅰ・Ⅱ-Ⅰ・Ⅲ-Ⅰ・Ⅲ-2:選択科目群

	学年	1 限 (8：45～10：30)	教員	教室	2 限 (10：45～12：30)	教員	教室	3 限 (13：15～15：00)	教員	教室	4 限 (15：15～17：00)	教員	教室	5 限 (17：10～18：55)	教員	教室
月	1				民法Ⅱ	滝沢	3101									
	2	A 民事法演習Ⅰ	石田	3102	B 民事法演習Ⅰ	石田	3104	Ⅱ-2 西洋法制史 Ⅱ-2 日本法制史	屋敷 松園	3102 3104	Ⅰ 国際法	南	3102			
	3				Ⅲ-1 医事法	児玉 中山	3103	Ⅲ-2 国際民事訴訟法 発展ゼミⅠ	竹下 小粥	3103 3105	Ⅲ-1 知的財産法Ⅱ Ⅲ-1 租税法Ⅱ Ⅲ-2 国際取引法	長塚 神山 藤澤	3101 3104 3201			
火	1	民法Ⅳ(6回)	羽生	3101	刑法Ⅰ	本庄	3101	民法Ⅰ	小粥	3101						
	2				Ⅰ 少年法	松原	3104	Ⅰ 労働法Ⅰ	相澤	3104	B 会社法	飯屋	3103	A 会社法	飯屋	3103
	3	Ⅲ-1 消費者法 発展ゼミⅠ	齋藤 相澤	3102 3105	Ⅲ-2 国際私法	竹下	3103	A 企業法演習Ⅱ	酒井	3102	B 企業法演習Ⅱ	酒井	3104	発展ゼミⅠ (英語による授業) 発展ゼミⅠ 発展ゼミⅠ	ミドリ 野口 水元	研究室 3105 3102
水	1				民法Ⅱ	滝沢	3101									
	2	B 公法演習Ⅰ A 刑事法演習Ⅰ	渡邊 橋本 梶野	3104 3102	A 公法演習Ⅰ B 刑事法演習Ⅰ	渡邊 橋本 梶野	3102 3104									
	3	B 民事裁判基礎Ⅱ(隔週7回) A 民事法務基礎(隔週7回) A 法曹倫理Ⅱ	棚井 田子 田子	3103 3203 3203又は 法廷教室	A 民事裁判基礎Ⅱ(隔週7回) B 民事法務基礎(隔週7回) B 法曹倫理Ⅱ	棚井 田子 田子	3103 3203 3203又は 法廷教室	Ⅲ-1 社会保障法	増田	3102						
木	1				憲法Ⅰ	江藤	3101	導入ゼミ	田鎖	3101						
	2	A 行政法Ⅰ B 民事法演習Ⅱ	下山 山本	3102 3203	A 民事法演習Ⅱ B 行政法Ⅰ	山本 下山	3102 3203	Ⅱ-2 アジア法 Ⅰ 民事執行法	俣見 山本	3104 3102						
	3	A 刑事実務概論 B 公法演習Ⅱ(前半6回)	青木(※) 駒方 只野 野口	3103 3104	A 公法演習Ⅱ(前半6回) B 刑事実務概論	只野 野口 青木(※) 駒方	3103 3104	発展ゼミⅠ	駒方	3105	Ⅲ-1 環境法 発展ゼミⅠ	織 高橋	3202 3105			
金	1	刑法Ⅰ	本庄	3101	民法Ⅰ	小粥	3101									
	2							Ⅰ 比較刑事司法	王	3104	A 会社法	飯屋	3103	B 会社法	飯屋	3103
	3				Ⅲ-2 国際経済法	佐藤(※)	3102	Ⅳ 法と経済学	飯田	3102	発展ゼミⅠ	王	3105	Ⅲ-1 独占禁止法Ⅱ Ⅲ-1 倒産処理法Ⅱ	柳 水元	3203 3104

2年次必修科目 法曹倫理Ⅰ 通年科目に変更(春夏学期に1回程度の講義が実施される場合がある)
3年次必修科目 法曹倫理Ⅱ 通年科目に変更
3年次必修科目 模擬裁判(刑事)：青木先生・駒方先生(8/17(月)～8/22(土) 予定)
3年次必修科目 模擬裁判(民事)：田子先生 → 秋冬学期に変更
2年次自由選択科目 エクスタージンシップ 休講

《2020年度法科大学院時間割》

※2020年度は、開講状況が変更になる可能性があります(9/1現在)。

【秋冬学期】

◆ A・B：クラス ◆太字表記:必修科目 ◆Ⅱ-1・Ⅱ-2・Ⅳ:選択科目群

	学年等	1 限 (8 : 45～10 : 30)	教員	教室	2 限 (10 : 45～12 : 30)	教員	教室	3 限 (13 : 15～15 : 00)	教員	教室	4 限(15 : 15～17 : 00)	教員	教室	5 限 (17 : 10～18 : 55)	教員	教室
月	1				民法Ⅲ	石田	3101	民事訴訟法	杉山	3101						
	2	A 民事法演習Ⅲ(6回)	角田	3102	B 民事法演習Ⅲ(6回)	角田	3104				Ⅱ-1 租税法Ⅰ Ⅱ-1 知的財産法Ⅰ Ⅱ-1 倒産処理法Ⅰ	神山 長塚 杉山	3104 3102 3101			
	3	Ⅲ-2 国際人権法 ※1 指定する7日間で1、2限での連続授業 Ⅲ-2 国際制度論	申 山田(教)	3202 3610	Ⅲ-2 外国法文献読解Ⅰ	田鎖	3103	発展ゼミⅡ	南	3105	公法実務基礎(6回)	下山 長屋	3103	発展ゼミⅡ	竹下	3105
火	1							刑法Ⅱ	橋本	3101	刑事訴訟法	葛野	3101			
	2	B 法曹倫理Ⅰ(6回)	青木(孝)	3103	A 法曹倫理Ⅰ(6回)	青木(孝)	3103	Ⅱ-1 労働法Ⅱ Ⅱ-2 法社会学	相澤 河合	3102 3104	Ⅱ-2 法律英語	牧野	3102			
	3	A 民事判例研究	山本 角田	3102	B 民事判例研究	山本 角田	3104	Ⅳ 法と公共政策 Ⅲ-2 EU法	野口 佐藤(智)	3201 3105	発展ゼミⅡ	織	3105			
水	1	法律文書作成ゼミ	滝沢	3101	民法Ⅲ	石田	3101									
	2	A 企業法演習Ⅰ B 民事裁判基礎Ⅰ(隔週6回)	玉井 棚井	3102 3104	A 民事裁判基礎Ⅰ(隔週6回) B 企業法演習Ⅰ	棚井 玉井	3102 3104									
	3	A 民事裁判基礎Ⅱ(隔週6回) B 民事法務基礎(隔週6回) B 法曹倫理Ⅱ B 模擬裁判(民事)	棚井 田子 田子 田子	3103 3203 3203 3203	B 民事裁判基礎Ⅱ(隔週6回) A 民事法務基礎(隔週6回) A 法曹倫理Ⅱ A 模擬裁判(民事)	棚井 田子 田子 田子	3103 3203 3203 3203				Ⅲ-1 情報法 Ⅳ 法と心理学	白田 荒川	3102 3104			
木	1				民事訴訟法	杉山	3101	比較法制度論(6回)	ミドルトン 但見 屋敷 松園	3101				憲法Ⅱ	渡邊	3101
	2							A 刑事法演習Ⅱ B 商法総則・商行為 手形小切手	本庄 駒方 酒井	3102 3104	A 商法総則・商行為 手形小切手 B 刑事法演習Ⅱ	酒井 本庄 駒方	3102 3104	Ⅱ-2 法哲学	森村	3102
	3	B 問題解決実践 橋本、滝沢、渡邊、青木(孝)、葛野、小粥、 仮屋、玉井、角田、野口、水元、土井		3103	A 問題解決実践 橋本、滝沢、渡邊、青木(孝)、葛野、小粥、 仮屋、玉井、角田、野口、水元、土井		3103	Ⅲ-2 国際関係学	権	3613						
金	1							刑事訴訟法			刑事訴訟法	葛野	3101			
	2	Ⅱ-1 信託法 Ⅱ-2 比較法文化論	沖野 青木(人)	3104 3102	Ⅱ-2 英米法 (英語による授業)	ミドルトン	3103	B 行政法Ⅱ	野口	3103	A 行政法Ⅱ	野口	3103	Ⅱ-1 刑事証拠法 Ⅱ-1 独占禁止法Ⅰ	緑 賛田 柳	3102 3203
	3				Ⅲ-2 外国法文献読解Ⅱ 発展ゼミⅡ	屋敷 青木(孝)	研究室 3105	発展ゼミⅡ	屋敷	3105	発展ゼミⅡ 発展ゼミⅡ	柳 渡邊 嘉多山	3104 3105			

冬期集中講義：3年次必修 民事模擬裁判 田子先生(教室：法廷) 1/5(火) ～1/8(金)
冬期集中講義：選択科目群Ⅲ-1 金融商品取引法：品谷先生(教室：3105) 1/18(月) ～1/21(木)、期末試験：1/29(金) 予定

※1「国際人権法」日程：9/21、9/28、10/12、10/26、11/2、11/16、12/7(2限)、12/21(2限)試験 本科目を履修する場合、秋冬学期月曜1、2限に開講される他科目の履修はできません。

2020年度法科大学院ビジネスロー・コース時間割

※2020年度は、開講状況が変更になる可能性があります（9/1現在）。

【春夏学期】

金曜日	講義科目名	担当教員	教室
1限 8:45～10:30	実践ゼミ（企業法務）	戸倉 圭太	第8講義室
	実践ゼミ（国際法務戦略・交渉論）	射手矢 好雄	第7講義室
2限 10:45～12:30	実践ゼミ（知的財産法）	井上 由里子 関 景輔 戸田 暁	第8講義室
	実践ゼミ（中国ビジネス法実務）	射手矢 好雄	第7講義室
3限 13:15～15:00	実践独占禁止法	植村 幸也 江崎 滋恒	第7講義室
	実践国際経済法	末 啓一郎	第8講義室
4限 15:15～17:00	実践金融法	小野 傑 佐藤 丈文 伊東 啓 根本 剛史	第8講義室
5限 17:10～18:55	実践税法	中村 慈美 小松 誠志 安部 健一 藤田 章	第8講義室

【秋冬学期】

※授業については、オンラインでも受講可能です。詳細は、担当教員の指示をご確認ください。

金曜日	講義科目名	担当教員	教室
1限 8:45～10:30	実践ビジネスローⅠ（会社法）	石井 裕介	第2講義室
2限 10:45～12:30	実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）	田中 康之	第2講義室
3限 13:15～15:00	ワールド・ビジネス・ロー	中尾 雄史 伊藤 亮介 射手矢 好雄	第2講義室

2020年度春夏学期 法科大学院発展ゼミⅠ開講一覧(予定)

※2020年度は、開講状況等変更がある可能性があります(9/1現在)。

教員名	専門分野	開講時限
小粥 太郎	民法	春夏学期 月 3
相澤 美智子	労働法	春夏学期 火 1
ジョン・ミドルトン	英米法	春夏学期 火 5
野口 貴公美	行政法	春夏学期 火 5
水元 宏典	民事訴訟法	春夏学期 火 5
駒方 和希	刑事実務	春夏学期 木 3
高橋 真弓	商法	春夏学期 木 4
王 云海	比較刑事法	春夏学期 金 4

2020年度秋冬学期 法科大学院発展ゼミⅡ開講一覧(予定)

教員名	専門分野	開講時限
南 諭子	国際法	秋冬学期 月 3
竹下 啓介	国際私法	秋冬学期 月 5
織 朱實	環境法	秋冬学期 火 4
青木 孝之	刑事法	秋冬学期 金 2
屋敷 二郎	法制史	秋冬学期 金 3
柳 武史	経済法	秋冬学期 金 4
渡邊 康行 嘉多山 宗	憲法	秋冬学期 金 4

3 教務上の決定事項

※2020 年度については、都度、大学からの通知をご確認ください。以下は原則としての取り扱いとなります。

(1) 長期欠席者等の取扱い、出欠の確認の方法等について

I 長期欠席者等の取扱いについて

1. 第 1 年次講義のすべて、第 2 年次以降の演習、ゼミ、必修科目について、出席要件制度を一律に導入する。他の講義科目については、非常勤講師を含めて担当教員の選択に委ねる。実施科目の一覧は学期の最初に学生に配布する。ただし、出席要件制度を導入しない科目においても、平常点等について欠席者を不利に取り扱うことは妨げられない。
2. 補講を除き、実施総回数 3 分の 2(端数切り上げ)以上の講義に出席しなかった者については、期末試験等の成績如何にかかわらず単位を認定しない。これらの者については、再試験・追試験の受験は認めない。選択科目においては、初回の講義について、実施総回数、出席回数のいずれにも算入しない。
3. 学期途中において長期療養が必要となった場合等、特別な事情が学生にあると認められるときは、法科大学院長は、各種の事情を考慮して、その者について出席要件を「2 分の 1 以上」にまで引き下げることができる。

II 出席の確認の方法等について

1. 学生が授業開始 20 分以上(正規の講義時間帯を基準とする。以下同じ)遅刻したとき及び授業終了 20 分以上前に早退したときには、教員は、その回について当該学生が欠席したものと見なすことができる。
2. 出席のチェックについては、担当教員が履修者名簿を回覧に供し、所定の箇所に自書することを出席者に求める方法等によって行うことを原則とする。

(2) 中間試験・レポート等の課題の調整の方法について

中間試験・レポート等の課題が一時期に集中して、効率的・円滑な授業運営に妨げが生ずることを回避するために、法科大学院として次のような措置をとることとする。

- I 法科大学院掲示板に「中間試験・レポート等の課題」専用のスペースを設ける。
- II 担当教員(非常勤講師も含む。)は、中間試験・レポート等の課題を学生に課そうとする場合には、予め掲示板を確認し、学生に対して一時的に過度な負担がかかることを回避するよう、配慮するものとする。
- III 担当教員は、中間試験・レポート等の課題を学生に課した場合には、少なくとも提出物の分量及び提出期限等を記載した文書(学生に配布した課題文書でも可)を掲示板に掲げるものとする。

(3) 試験実施・成績評価・成績の通知・試験答案等の返却方法等について

I 試験実施・成績評価について

1. 試験の遅刻限度は 30 分とする。
2. 成績評価について、A 評価の数は、A、B、C 評価の合計の 3 分の 1 以下を目安とする。ただし、10 名程度以下の場合には担当教員の裁量にゆだねる。
3. 再試験の対象となる学生に対しては、成績評価の通知と同時に、再試験後の成績評価の基本的な方針、とくに期末試験以外の評価項目と再試験の結果とを併せて評価するか、再試験の結果のみで評価するかの別を告知する。
4. 定期期末試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）の解答の際には、黒又は青の万年筆、ボールペンを使用するものとし、鉛筆・シャープペンシルは認めない。その他（中間試験、レポート等）については、担当教員の裁量に委ねる。

II 成績通知、定期期末試験等における答案等の返却方法等について

1. 定期期末試験、進級試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）の成績の通知は、所定の成績発表期日以降、学生個人が、CELS において確認することで行う。
2. 定期期末試験、進級試験、追試験・再試験（再追試験等を含む。）、の答案は、学生に返却するものとする。学生への返却は、法科大学院事務室のカウンターを通じて試験結果発表の日から開始し、学生個人別に一括して手渡しすることによって行う。
3. 定期期末試験の成績について、成績説明請求制度（旧・異議申立制度）を設ける。成績説明請求は、「成績説明請求制度に関する教授会申し合わせ」に基づき行う。成績説明請求申立期間（答案返却開始の日から 1 週間）経過後は、成績に関する説明請求は一切認めない。なお、所定の期間内（回答があった日から、土を除く 3 日間）であれば、1 回に限り、「成績説明再請求願」の提出を認めることがある。
4. 追試験・再試験の成績については、成績発表の当日に提出された「成績説明請求願」に限り対応するものとする。この場合には、「成績説明再請求願」の提出は認めない。
5. 3 項及び 4 項に規定する成績説明請求は、所定の書式に記入して、法科大学院事務室のカウンターに提出する形で行うものとする。

III 問題意図、採点基準の学生への説明方法について

添削、講評等を答案等に記入するか否かについては、担当教員の裁量に委ねる。ただし、添削、講評を個別の答案に付さない場合にあつては、口頭により又は文書を配布して出題意図・模範解答等を示す等により、出題の意図・評価の視点を学生に説明するものとする。

IV その他の成績資料の取扱いについて

中間試験、レポート等を返却するか否かについては、担当教員の裁量に委ねる。返却する場合において評価、添削、講評等を記入するか否かについても、同様とする。

エクスターンシップ実施要綱

履修課程 1-(2)-③の「エクスターンシップ」は、下記要綱に基づいて実施する。

※2020年度は休講となります(9/1 現在)。

【研修の趣旨】

将来法曹となる者を教育対象とする法科大学院においては、法の理論教育にとどまらず、実務への架橋となる教育が求められている。本研修はこの点に鑑み、法科大学院教育課程の中で、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体等に学生を派遣し、実社会のなかで法律家にどのような役割が期待されているのか、実際の問題解決に際してどのような能力・知識が求められるのか、を学生に体験させることを主たる目的とする。一橋大学法科大学院（以下法科大学院という）は、本研修を通じて、参加学生において、法科大学院で学ぶ内容の現実的な意味を理解し、また明確な目的意識をもって学ぶ姿勢が生まれることを期待する。

【研修の概要】

1. （参加学生）本研修は法科大学院の2年次学生(法学既修者1年目の学生を含む)を対象とする。
2. （研修受入先）研修受入先は、受入を承諾した国内外の法律事務所、企業法務部門、官庁および民間団体（以下研修受入先という）とする。必要があるときは、これらの機関と法科大学院は協議して文書で詳細を取り決める。学生が自ら交渉して研修の受入れ許可を得た場合等において、法科大学院が適当と認めるときは、これを研修受入先とすることができる。
3. （派遣者の決定）下記スケジュールに従い、全学生に対して、研修受入先の一覧表を配布し、本研修を希望するか否か、希望する場合にはどこの研修受入先を希望するか、調査を実施する。調査結果を基に、法科大学院は、派遣者の選考・決定をする。選考されなかった学生については、法科大学院は、他の派遣機関を斡旋し、なるべく学生の希望に近い研修受入先へ派遣ができるように調整努力を行う。こうして決定された派遣予定者について、法科大学院は、研修受入先に対して氏名、経歴を伝え、その承諾を得た上で、最終的に派遣者を決定する。
4. （事前指導）派遣に先立って、法科大学院において、学生に対し就業規則など研修受入先内規および守秘義務の遵守を中心とした事前指導を行う。参加学生はこれに出席しなければならない。
5. （研修期間）研修受入先での研修は、原則として夏期は8月又は9月中、冬期は1月または2月中、法科大学院と研修受入先との間で合意した期間に実施することとし、その期間は1週間ないし2週間とする。ただし、いずれの場合も研修時間は、総計で40時間とする(1単位)。

6. (研修場所) 原則として、研修受入先の事務所所在地において実務研修を実施するが、研修受入先は、必要に応じ、この研修場所以外でも実務研修を実施できることとする。
7. (研修内容) 法科大学院は、研修受入先に対し「一橋大学法科大学院エクスターンシップ要領」に従い研修を行うよう要請する。研修の内容については、研修受入先が、夏期ないし冬期という時期を考慮の上、研修期間中に利用可能な状況に応じ、自由に決めることが出来るものとするが、適切な研修が実施できるよう必要に応じて法科大学院は、研修受入先と協議を行う。参加学生は、研修受入先の指示の下で、与えられた補助的業務、研修プログラム、その他の業務などに参加する。
8. (規則の遵守) 参加学生は、研修期間中得た研修受入先の情報について、家族、友人、教員を含め、第三者に漏洩してはならない。また就業規則など研修受入先の規則及び法律を遵守するものとし、これらに違反することで、研修受入先に迷惑をかけないようにする。参加学生は、研修受入先の求めに応じ、秘密保持その他の誓約書を提出する。万一参加学生が、誓約書に違反しその他義務違反行為を行った場合、研修受入先又は法科大学院は、実務研修を早期に終了させることができる。また違反の程度により、学則に従った処分をすることがある。もし、当該学生の行為により、法科大学院が損害賠償責任を負担することになった場合、法科大学院は、当該学生に対して、補償を求めることがある。
9. (報酬) 参加学生の研修は無給とし、研修受入先より報酬その他金銭を受取ってはならない。
10. (費用) 原則として、研修受入先による研修は無料となるが、それ以外の研修のための交通費、食費その他の費用は学生が負担する。
11. (保険) 研修に参加する学生は、研修に適用される所定の学生用の傷害保険および損害賠償責任保険に加入しなければならない。
12. (報告書) 参加学生は、研修終了後速やかに、法科大学院に研修報告書を提出する。
13. (評価・可否判定) 法科大学院は、研修受入先より、時間の厳守、積極性、チームワーク、勤務態度、その他について、評価報告書を求めるものとし、この報告が期限までに提出された場合は、これと、参加学生の報告書を評価し、可否判定を行う。
14. (外国の大学等での研修) 以上のほか、学生は、外国の大学等が行う、法又はビジネスに関する研修で、法科大学院が適切と認めるものに参加することにより、エクスターンシップの単位を修得することができる。これを希望する学生は、予めエクスターンシップ担当教員に申し出て、参加しようとする研修が、この単位認定に適するものであることの認定を受け、研修終了後に報告書を提出しなければならない。

【スケジュール】

- 4 月 研修受入先からの受入承諾及び受入人数、研修期間、研修内容について再確認
取り付け
- 4 月上旬 履修登録
- 5 月中旬 学生に対して受入先一覧表を提示の上、エクスターンシップを選択するか否
か、選択する場合、どの研修受入先を希望するかにつき調査
- 6 月 受入先に派遣する研修員の選考・決定。決定後、受入先に対し、書面
で、派遣予定者の通知。研修受入先より受入承諾の確認取り付け
- 6 月 全体説明会（守秘義務に関する事前研修等）
- 6 月～7 月 担当教員による指導（研修内容詳細についての再確認等）

（夏期）

- 8 月／9 月 派遣
- 9 月中～下旬 研修報告書提出、研修受入先よりの評価報告書取り付け
- 10 月初旬 評価・合否判定
- 10 月初旬（詳細は学年暦参照） 成績発表

（冬期）

- 翌年 1 月／2 月 派遣
- 2 月中 研修報告書提出、研修受入先よりの評価報告書取り付け
- 2 月下旬 評価・合否判定
- 2 月下旬（詳細は学年暦参照） 成績発表

法律相談クリニック実施要綱

履修課程 1-(2)-③の「法律相談クリニック」は、下記要綱に基づいて実施する。

※2020年度はスケジュール、実施内容が変更となる可能性があります(9/1 現在)。

【研修の趣旨】

将来法曹となる者を教育対象とする法科大学院においては、法の理論教育にとどまらず、実務への架橋となる教育が求められている。本クリニックはこの点に鑑み、法科大学院教育課程の中で法律事務所に学生を派遣し、弁護士の行う法律相談に立ち会い、弁護士の指導を受けることにより、法律相談の方法と案件処理の方針を学ぶとともに、法律家の果たすべき役割を体得することを主たる目的とする。

参加学生には実施前に事前指導を行い、研修期間中にも集中講義を行う。また、研修終了後には、研修成果を確認するために参加学生に報告書を提出させる。成績評価は、平常の成績、出席状況、参加学生が提出した報告書などを総合して行う。

【研修の概要】

- 1 (参加学生) 本クリニックは、一橋大学法科大学院の第2年次学生(既修者であって第2年次編入された者を含む。)を対象とする。
- 2 (研修機関) 研修機関は、国内の法律事務所とする。必要があるときは、これらの機関と法科大学院が協議して文書で詳細を取り決める。
- 3 (事前指導) 法科大学院は、派遣に先立って、参加学生に対し、就業規則等の研修先における内規及び守秘義務を遵守することを中心とした事前指導を行う。
- 4 (研修期間) 研修先での研修は冬期に実施することとし、その回数は、1月に1日、合計4回程度とする。研修時間は、毎月1回の検討会及び集中講義も含め、合計で45時間とする(1単位)。
- 5 (研修内容) 研修の内容は、研修機関で実施される法律相談に立ち会うこと、及び合同の事例検討会に参加することとする。細目については、必要に応じ、上記『研修の趣旨』を達成するのに適切なものとなるよう研修機関と法科大学院の間で協議の上、これを決定する。
- 6 (報告書) 参加学生は、研修終了後に、法科大学院に研修報告書を提出しなければならない。
- 7 (費用等) 原則として、研修は無給とし、研修のための交通費及び食費は参加学生の負担とする。
- 8 (保険) 参加学生は、研修に適用される学生用の傷害保険及び損害賠償責任保険に加入しなければならない。

9 次のいずれかの事由が発生した場合は、本クリニックは即時中止となることがある。

- ① 誓約書の記載事項に違反をした場合
- ② 無断でクリニックを欠席した場合
- ③ クリニックへの参加に堪えられない健康状態となった場合
- ④ クリニック参加のために提出した書類に重大な虚偽記載があった場合

5 ビジネスロー・コース

※2020年度は開講状況等が変更となる可能性があります（9/1 現在）。

履修課程 1-(2)-④の「ビジネスロー・コース」は、下記要領に基づいて実施する。

ビジネスロー・コース実施要領

【コースの趣旨】

一橋大学法科大学院では、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」を全ての学生が共通して身につけるべき理念として掲げているが、ビジネス法務については、商法講習所以来の本学の歴史的生い立ちから、その分野の専門家を特に養成することを目指している。そのため、国立キャンパスにおいて、基本ビジネスロー科目を多数開講するとともに、第 3 年次において希望者に対してビジネスロー・コースを開講し、週 1 日、日本のビジネスセンターである千代田区一ツ橋に位置する学術総合センター（千代田キャンパス）において、インテンシブかつ実践的なビジネスロー教育を行う。

【コースの概要】

- 1 （場 所） 千代田キャンパス（千代田区一ツ橋 2・1・2 学術総合センター4 階）
- 2 （開講学年） 第 3 年次の春夏学期及び秋冬学期
- 3 （開 講 日） 毎週金曜日
- 4 （担当教員） 法科大学院のビジネスロー・コース担当専任教員が中心となり、法学研究科ビジネスロー・コースの教員及び渉外法律事務所の弁護士等の実務家の協力を得て行なう。
- 5 （コースの履修許可願と選考） 第 2 年次終了時において、コース履修許可願を法科大学院長に提出する。定員は 25 名程度とする。希望者が定員を大きく超える場合には、法科大学院における履修済み科目及びその成績等に基づいて選考する。
- 6 （コース履修の前提となる推奨科目） ビジネスロー・コースの履修を希望する者は、第 2 年次において、選択科目群Ⅱ－1 から独占禁止法Ⅰ、知的財産法Ⅰ、租税法Ⅰ、選択科目群Ⅱ－2 からアジア法、英米法を選択履修しておくことを推奨する。
- 7 （カリキュラム） 第 3 年次春夏学期においては、実践ゼミ（企業法務、知的財産法、国際法務戦略・交渉論、中国ビジネス法実務）の中から 2 科目計 4 単位、実践専門科目（実践金融法、実践独占禁止法、実践国際経済法、実践税法）の中から 2 科目 4 単位を選択履修する。3 年次秋冬学期においては、実践ビジネスローⅠ（会社法）、実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）、ワールド・ビジネス・ロー（アメリカ法・EU法）の 3

科目 6 単位をすべて履修する。

なお、実践ゼミ及び実践専門科目については、同じ時間帯に 2 科目を開講するので、それぞれ 4 科目から 2 科目選択とはいっても、選択できる組み合わせが限られている点に注意すること。

また、各選択科目の履修人数の上限は 15 名程度とする。したがって、履修希望者多数の選択科目は、履修が認められない場合もあることにも注意すること。履修希望者多数の選択科目については、抽選で履修者を決定する。春夏学期の実践ゼミ・実践専門科目の履修については、それぞれ希望順位を付けて履修許可願を提出すること。

8 (コース修了の認定) 実践ゼミから 2 科目 4 単位、実践専門科目から 2 科目 4 単位、必修 3 科目 6 単位の合計 14 単位を修得した者をコース修了者と認定し、ビジネスロー・コース修了認定証を交付する。

9 (コース修了の認定を受けられなかった者の法科大学院修了認定) コース修了に必要なコース必修・選択科目の単位を修得できなかった場合であっても、第 3 年次において修得すべき必要な単位を修得していれば、法科大学院教授会に対して法科大学院を修了したことの認定を申請することができる。この場合には、実践ゼミは発展ゼミⅠまたは発展ゼミⅡに、その他のコース必修科目・選択科目は、第 3 年次の任意の選択科目に読み替えることができる。

コースの必要単位を修得できず、かつ、上記の読み替えを行っても法科大学院修了に必要な単位数に足りない者、あるいは、読み替えを申請しなかった者は、第 3 年次に留年のうえで、ビジネスロー・コースの科目を履修することができる。

10 (注意点) 春夏学期は 1 日 4 科目、秋冬学期は 1 日 3 科目ときわめてインテンシブであるために、その点を十分に留意すること。ビジネスロー・コースの履修については特別の修了要件(法務専攻規則 7 条)が適用されるため、履修許可を受けた後、履修を辞退・撤回することはできない。

6 オフィス・アワー

オフィス・アワーは、次に掲げる実施要領に基づいて実施します。個々の教員のオフィスアワーは、別に掲示します。

一橋大学法科大学院オフィス・アワー実施要領

1 (目的)

一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下、法科大学院という）の学生に対し、学習上の疑問点、学習の方法、進路などについて、任意の教員に対し自由に個別相談をする機会を設けることにより、教育効果を向上させるため、オフィス・アワーを設ける。

2 (担当者)

オフィス・アワーの担当者は、法科大学院の専任教員、特任教員及び兼任教員（法学研究科に所属する者）の全員とする。

3 (実施期間)

- (1) オフィス・アワーの実施期間は、その教員が授業を担当する学期(夏期を除く)のうち、下記の期間を除く期間とする。

①休業期間。

②期末試験及び進級試験の出題・採点をする教員については、試験期間の1週間前から試験実施日の後3週間を経過するまでの期間。

- (2) 教員は、前項の規定にかかわらず、授業を担当しない学期及び休業期間にも、任意にオフィス・アワーを実施することができる。

4 (実施時間)

- (1) 原則として、学期ごとに各教員が定める一定の時間帯に、週1時間以上行う。
- (2) 教員は、海外渡航その他の事情があるときは、臨時に実施時間を変更することができる。

5 (実施場所)

- (1) 原則として、各教員の研究室とする。
- (2) 実施期間中を通じて、共同研究室その他各教員の研究室以外の場所でオフィス・アワーを実施する予定の教員は、予め、その実施場所を明示する。
- (3) 前2項にかかわらず、教員は、必要に応じて、臨時に実施場所を変更することができる。

6 (実施方法)

- (1) オフィス・アワーの実施は、各教員の選択により、学生の予約を要しない方法（自由訪問制）又は予約を求める方法（予約制）による。
- (2) 予約制を選択した教員は、学生に対し、予約の方法を予め明示する。

7（学部等のオフィス・アワーとの関係）

本実施要領で定めるオフィス・アワーは、学部及び大学院他専攻のオフィス・アワーを兼ねることができるものとする。

8（役職者の適用除外）

一橋大学副学長、法学研究科長、法科大学院長の職にある教員は、その職にある間は、本実施要領にかかわらず、随時に、オフィス・アワーを設けることで足りるものとする。

Ⅱ 法科大学院教員一覧

専任教員

氏 名	職名	専門分野
山本 和彦	教授	民事訴訟法
青木 孝之	教授	刑事実務
石田 剛	教授	民法
仮屋 広郷	教授	商法
葛野 尋之	教授	刑事訴訟法
酒井 太郎	教授	商法
杉山 悦子	教授	民事訴訟法
角田 美穂子	教授	民法
滝沢 昌彦	教授	民法
竹下 啓介	教授	国際私法
但見 亮	教授	中国法
只野 雅人	教授	憲法
玉井 利幸	教授	商法
野口 貴公美	教授	行政法
本庄 武	教授	刑法
水元 宏典	教授	民事訴訟法
ジョン・ミルトン	教授	英米法
相澤 美智子	准教授	労働法
高橋 真弓	准教授	商法
柳 武史	准教授	経済法
射手矢 好雄	特任教授	ビジネス・ロー
駒方 和希	特任教授	刑事実務
田子 真也	特任教授	民事実務
棚井 啓	特任教授	民事裁判

教員一覧＜兼担・兼任教員＞

●兼任教員

氏名	職名（本務先）	専門分野
青木 人志	法学研究科 教授	比較法
井上 由里子	法学研究科 教授	知的財産法
王 云海	法学研究科 教授	比較刑事法
下山 憲治	法学研究科 教授	行政法
長塚 真琴	法学研究科 教授	知的財産法
緑 大輔	法学研究科 教授	刑事法
屋敷 二郎	法学研究科 教授	西洋法制史
山田 敦	法学研究科 教授	国際制度論
渡邊 康行	法学研究科 教授	憲法
森村 進	法学研究科 特任教授	法哲学
権 容爽	法学研究科 准教授	国際関係学
関 景輔	法学研究科 准教授	知的財産法
土井 翼	法学研究科 准教授	行政法
松園 潤一朗	法学研究科 准教授	日本法制史

●兼任教員

氏名	担当科目
荒川 歩	法と心理学
飯田 高	法と経済学
江藤 祥平	憲法Ⅰ
沖野 眞巳	信託法
織 朱實	環境法、発展ゼミⅡ
嘉多山 宗	発展ゼミⅡ
河合 幹雄	法社会学
神山 弘行	租税法Ⅰ、租税法Ⅱ
小粥 太郎	問題解決実践
児玉 安司	医事法
齋藤 雅弘	消費者法
佐藤 智恵	EU法
佐藤 弥恵	国際経済法
品谷 篤哉	金融商品取引法
白田 秀彰	情報法
申 恵丰	国際人権法
田鎖 麻衣子	導入ゼミ、外国法文献読解Ⅰ
長屋 文裕	公法実務基礎
中山 ひとみ	医事法
賛田 健二郎	刑事証拠法
橋本 正博	刑法Ⅱ、刑事法演習Ⅰ、問題解決実践
羽生 香織	民法Ⅳ
藤澤 尚江	国際取引法
牧野 和夫	法律英語
増田 幸弘	社会保障法
松原 拓郎	少年法
南 諭子	国際法、発展ゼミⅡ
安部 健一	* 実践税法
石井 裕介	* 実践ビジネスローⅠ（会社法）
伊東 啓	* 実践金融法
伊藤 亮介	* ワールド・ビジネス・ロー
植村 幸也	* 実践独占禁止法
江崎 滋恒	* 実践独占禁止法
小野 傑	* 実践金融法
小松 誠志	* 実践税法
佐藤 文文	* 実践金融法
末 啓一郎	* 実践国際経済法
田中 康之	* 実践ビジネスローⅡ（会計・企業財務論）
戸倉 圭太	* 実践ゼミ（企業法務）
戸田 暁	* 実践ゼミ（知的財産法）
中尾 雄史	* ワールド・ビジネス・ロー
中村 慈美	* 実践税法
根本 剛史	* 実践金融法
藤田 章	* 実践税法

* ビジネスロー・コース（千代田キャンパス）での開講科目です。

Ⅲ 法科大学院資料室の利用

法科大学院資料室は、以下の規則にしたがって開設されますので、活用してください。

一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学大学院法学研究科法務専攻資料室（以下「資料室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 資料室を利用できる者（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- 一 法学研究科（以下「研究科」という。）の職員（客員教員及び非常勤講師を含む。）
- 二 法学研究科法務専攻（以下「専攻」という。）の学生
- 三 法学研究科修士課程又は博士後期課程の学生
- 四 研究科が受け入れた研究員等
- 五 大学院法学研究科法務専攻長が特に認めた者

2 法科大学院長は、前項第3号から第5号までの利用者について、専攻の学生の学習機会を確保するために必要な範囲内で、資料室の利用を制限し、利用の方法を定めることができる。

(閉室日)

第3条 閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 土曜日及び祝日
- 二 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院長が必要と認めたときは、臨時に閉室または開室することができる。

(開室時間)

第4条 開室時間は午前9時から午後7時45分までとする。

- 2 前項にかかわらず、日曜日の開室時間は、午後2時から午後7時45分までとする。
- 3 法科大学院長が必要と認めたときは、前2項の開室時間を変更することができる。

(利用の範囲)

第5条 資料室の利用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 書籍及び雑誌の閲覧及び複写
- 二 データベースの閲覧及び複製
- 三 施設及び設備の利用

(資料の閲覧)

第 6 条 利用者は、資料室に配架された資料を自由に閲覧することができる。

2 資料室の資料は、貸出しをしないものとする。

(資料の複写)

第 7 条 利用者は、教育、研究又は学習のために資料の複写を依頼することができる。

2 資料の複写については、一橋大学文献複写規則（昭和 42 年 9 月 11 日制定）の定めるところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、著作権法に抵触する複写その他法科大学院長が不適当と認める資料の複写の依頼には応じないものとする。

(データベースの閲覧)

第 8 条 利用者は、所定のコンピュータを利用して、データベースにアクセスし、閲覧することができる。

2 前項のコンピュータは、データベースの閲覧、複製及び送信の目的に限って利用することができる。

(データベースのデータの複製等)

第 9 条 利用者は、データベース内のデータを自己の所持するフロッピーその他の媒体に複製し、又は自己の利用するコンピュータにおいて利用するため送信することができる。

2 第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項のデータの複製及び送信に準用する。

(施設等の利用)

第 10 条 利用者は、所定の手続を経て、資料室の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる。

(弁償義務)

第 11 条 利用者が故意又は過失により資料を亡失し、又は損傷したときは、すみやかに法科大学院長に届け出なければならない。

2 法科大学院長は、前項の者に対して、原状の回復又はその損害に相当する費用の弁償を求めることができる。

3 前 2 項の規定は、利用者が施設等を損傷した場合に準用する。

(利用の制限)

第 12 条 法科大学院長は、利用者がこの規則その他係員の指示に違反したときは、資料室の利用を制限し又は禁止することができる。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるほか、資料室の利用に関し必要な事項は別に定める。

IV 法科大学院科目等履修生

法科大学院修了後の身分として、科目等履修生制度があります。

一橋大学法科大学院科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第81条の規定に基づき、法科大学院科目等履修生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 法科大学院科目等履修生として申請できる者は、本学の法科大学院を修了見込の者又は、修了後1年以内の者とする。

(履修期間)

第3条 履修期間は、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期を単位とする。ただし、修了後1年6ヶ月を超えることはできない。

(申請手続)

第4条 法科大学院科目等履修生として履修を希望する者は、所定の期日までに法科大学院科目等履修生申請書を法科大学院長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 法科大学院科目等履修生の許可は、法科大学院教授会の議に基づき学長が許可する。

(入学時期)

第6条 前条の許可を受けた者の入学時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(履修科目)

第7条 法科大学院科目等履修生は、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期において法科大学院が指定する授業科目を履修する。

(単位の認定)

第8条 法科大学院科目等履修生が授業科目を履修し試験に合格したときは、その授業科目の単位を認定することができる。

(授業料等)

第9条 法科大学院科目等履修生の授業料は、別に定める。なお、入学料及び検定料は徴収しない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、法科大学院科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

V 学修上の各種相談について

1 学修相談について

本学法科大学院の学修に困難を感じる事があれば、本学教員に遠慮せず相談してください。

なお、未修者として入学した学生には担任教員が配置されていますが、担任教員に限らずすべての教員があなたの学修相談に応じる準備をしています。直接、教員に電子メールを送り、オフィスアワーの予約をしてください（オフィスアワーは 36 ページに掲載しています）。または、事務室・準備室を通じて連絡を取ることも可能です。

誰に相談してよいかわからない時は、法科大学院事務室、法科大学院準備室、仮屋教授（院長補佐・主任）、または柳准教授（教務担当、一橋大学法科大学院修了生）に相談してください。

2 ハラスメント

ハラスメントとは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。ハラスメントの中にはセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどがあります。またそれらが複合した形態のハラスメントもあります。

相談を希望する場合、まずは構内に設置してあるハラスメント相談室に直接メールか電話で予約をしてください。メールも電話も、法科大学院教職員とは関係しない専門相談員だけが受け付けます。予約の際には、相談者の名前・連絡先を正確に伝えてください。相談員が相談者の名前を第三者に伝えることはありませんし、対策委員会で対応が必要となった場合でも匿名で扱い、最後まで名前を公表することはありません。安心して、相談員を信頼して、お名前をお知らせ下さい。

ハラスメント相談室（月・水・金 10：00～12：00 13：00～16：00）

<http://www.hit-u.ac.jp/harassment/pdf/guideline.pdf>

電子メール harassment.g@dm.hit-u.ac.jp

電話 042-580-8148

3 メンタル・ヘルスケア

以下に、皆さんのメンタル・ヘルスケアに有用と思われる情報を提供します。

① 一橋大学学内の相談機関（いずれも西キャンパス）

保健センター（月～金・休日を除く 8:30～17:00）

<http://www.hit-u.ac.jp/hoken/counseling.html>

電子メール hokesen@dm.hit-u.ac.jp（予約・相談専用）

電話 042-580-8172

学生相談室（月～金・10:00～17:00（祝日閉室））（第2講義棟1階）

<http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/>

電子メール imakoko.g@dm.hit-u.ac.jp

電話 042-580-8147（予約時間：月～金・8:30～17:00）

② 学外の WEB サイト、電話相談機関等

厚生労働省・こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

厚生労働省・こころの耳～働く人のメンタルヘルス・サポートサイト

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

一般財団法人・日本臨床心理士会・臨床心理士に会うには

<http://www.jsccp.jp/near/>

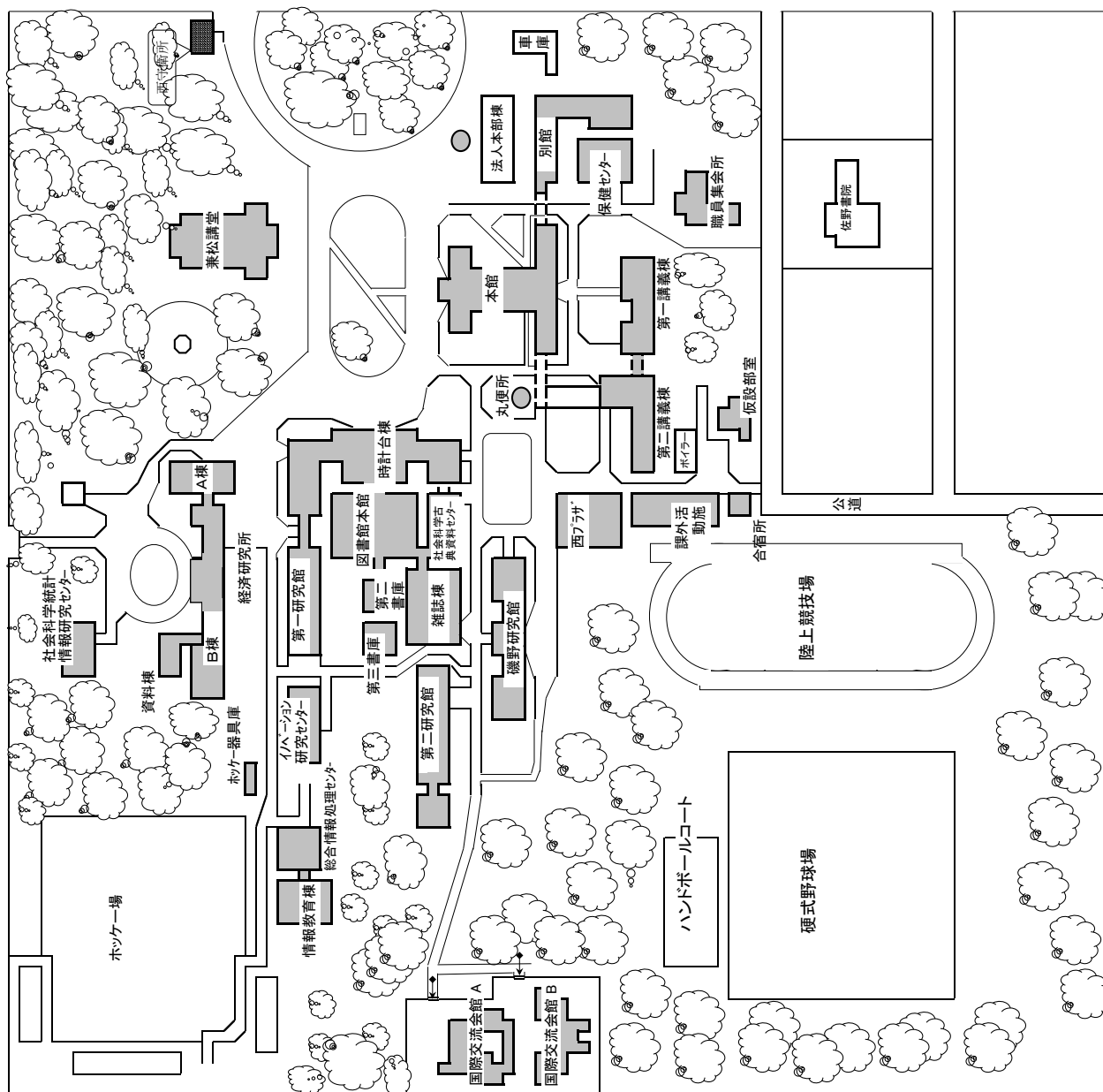
東京都・ひまわり（東京都医療機関・薬局案内サービス）

<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qql3/qoport/tomintop/>

東京いのちの電話 03-3264-4343（24 時間受付）

東京多摩いのちの電話 042-327-4343（10 時～21 時、毎月第 3 金・土 24 時間受付）

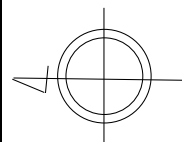
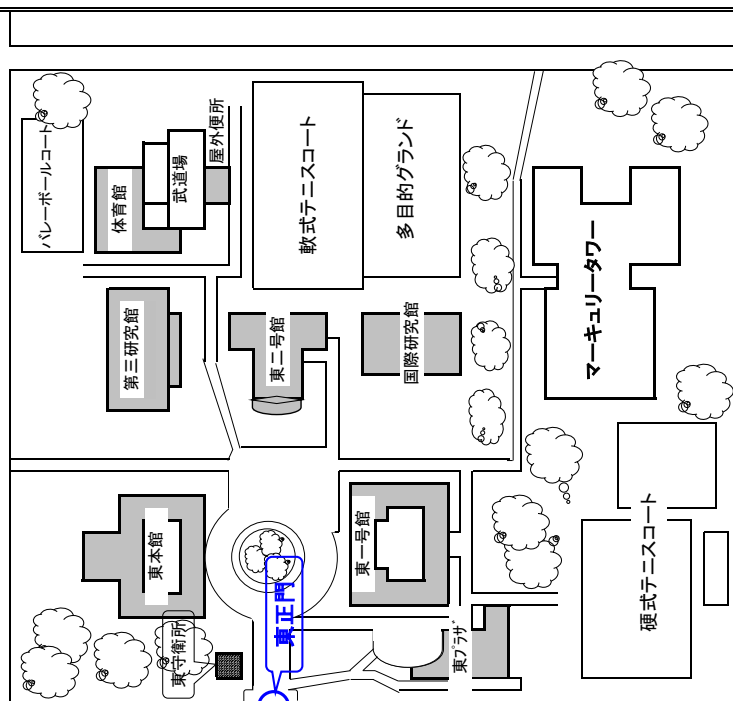
国立キャンパス建物配置図



↑ 至 国立駅

大学通り

至 谷保駅



国内立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内

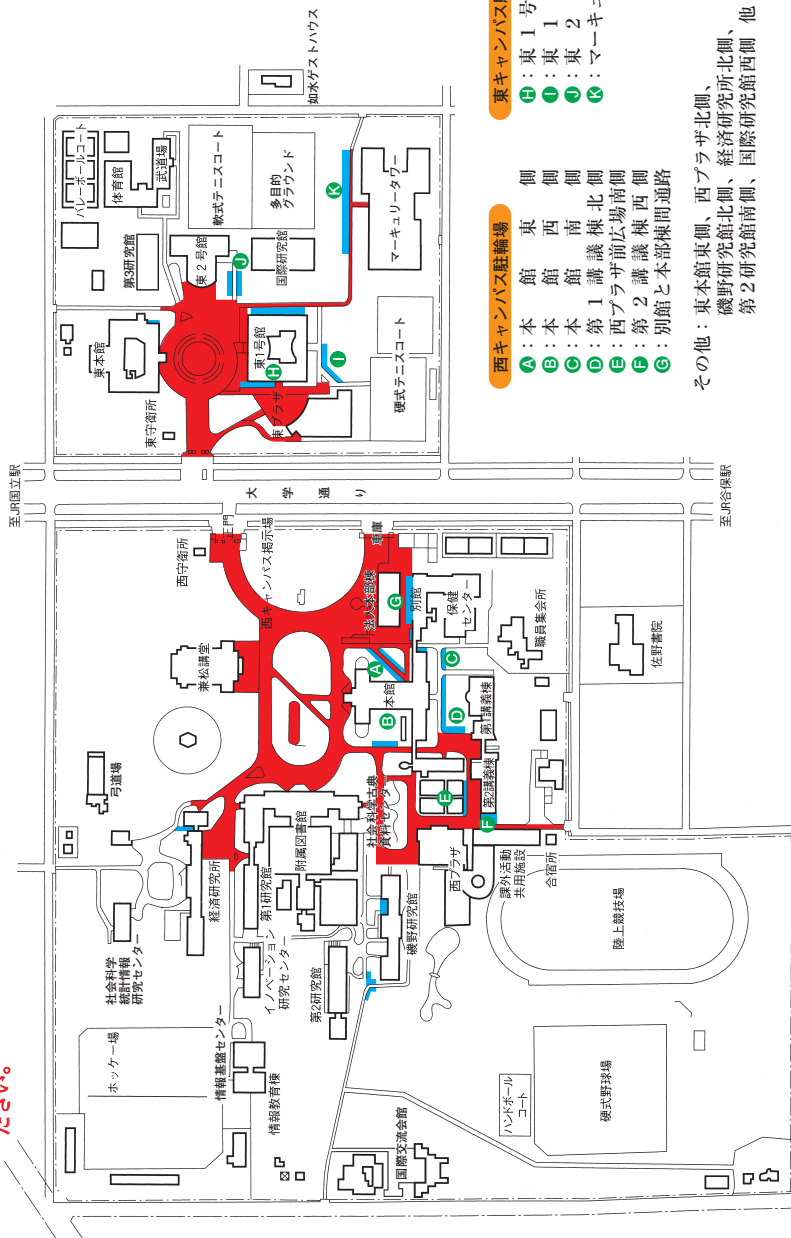


自転車は、下記の駐輪場（青色で表示）に駐輪してください。

赤色で表示する区域は、**駐輪禁止ゾーン**で、取り締まり重点区域となっています。

違反自転車は、断り無く撤去することがありますので、ご注意ください。**なお、自転車の撤去・移動の際に生じた損害に対して、本学は一切の責任を負いません。**

本学では自動二輪車での入構及び通学を禁止しています。また、大学各門の付近や歩道上への駐車は違法であり、一般市民等への迷惑となりますので絶対にやめましょう。大学門付近の通行は、歩行者の妨げにならないよう、特に注意してください。



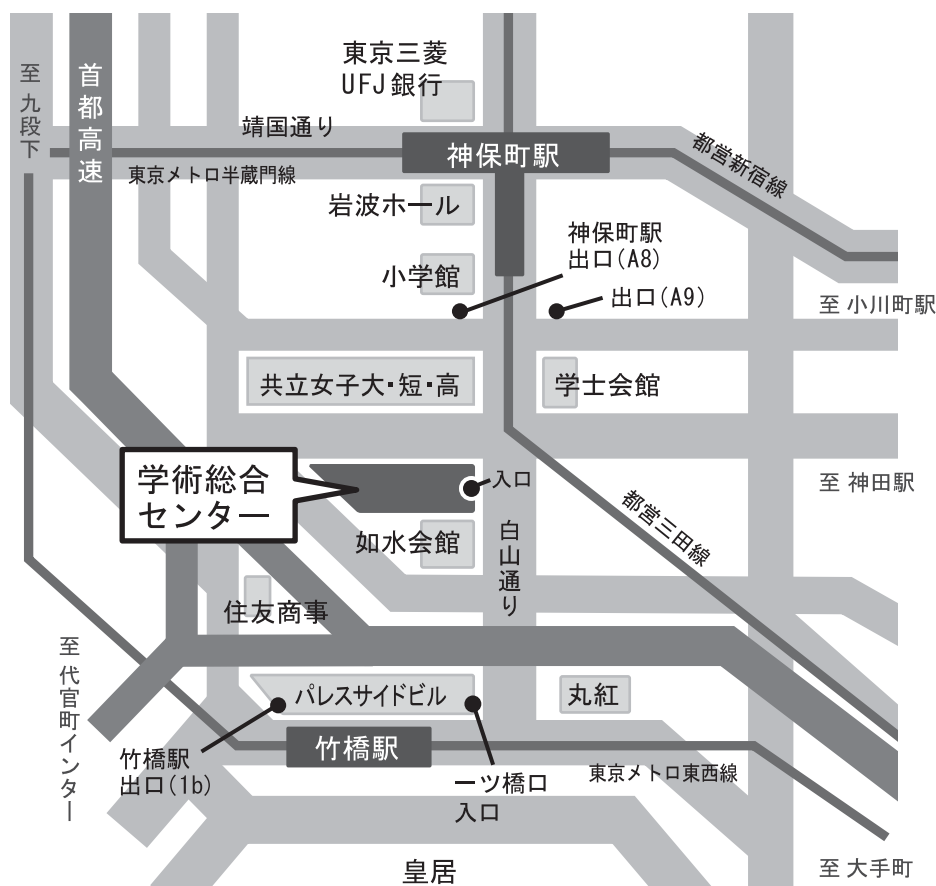
その他：東本館東側、西プラザ北側、磯野研究館北側、経済研究所北側、第2研究館南側、国際研究館西側、他

The map shows the University of Tsukuba campus with various buildings and facilities. Key locations include:

- Buildings:** 01. 法人本部 (Corporate Headquarters), 02. 別館 (Branch), 03. 保健管理センター (Health Management Center), 04. 風気衛生課 (Air and Hygiene Section), 05. 丸便所 (Round Toilet), 06. 本館 (Main Building), 07. 第一講義棟 (First Lecture Building), 08. 第二講義棟 (Second Lecture Building), 09. 設計台棟 (Design Platform Building), 10. 図書棟本館 (Library Main Building), 11. 図書棟二階 (Library Second Floor), 12. 講義棟 (Lecture Building), 13. 五輪会館 (Olympic Hall), 14. 第三講義棟 (Third Lecture Building), 15. 経済研究所 (Economic Research Institute), 16. 資料棟 (Library Building), 17. 資料棟 (Library Building), 18. 社会科学統計情報研究センター (Social Science Statistics Information Research Center), 19. 第一研究館 (First Research Institute), 20. 西ラザ (West Raza), 21. 国際研究館 (International Research Institute), 22. 第二研究館 (Second Research Institute), 23. インターネット研究センター (Internet Research Center), 24. 総合情報センター (General Information Center), 25. 情報教育棟 (Information Education Building), 26. ホール (Hall), 27. 国際交流センター (International Exchange Center), 28. 合同所 (Contract Office), 29. 仮設部室 (Temporary Office), 30. 国際交流会館 A (International Exchange Hall A), 31. 国際交流会館 B (International Exchange Hall B), 32. 東松講堂 (Higashi Matsu Lecture Hall), 33. 統計センター分室 (Statistics Center Branch), 51. 東本館 (East Main Building), 52. 東一号館 (East No. 1 Building), 53. 東二号館 (East No. 2 Building), 54. 東ラザ (East Raza), 55. 体育館 (Gymnasium), 56. マーキュリータワー (Mercury Tower), 57. 屋外便所 (Outdoor Toilet), 58. マーキュリータワー (Mercury Tower).
- Sports Facilities:** ハンドボールコート (Handball Court), 硬式野球場 (Hardball Field), ソフトボール場 (Softball Field), ホッケー場 (Hockey Field), 多目的グラウンド (Multi-purpose Ground), 軟式テニスコート (Soft Tennis Court), 硬式テニスコート (Hard Tennis Court), 57. 屋外便所 (Outdoor Toilet).
- Other Landmarks:** 国立大学駅 (National University Station), 谷保駅 (Tsuuba Station), 大学通り (University Street), 公道 (Public Road).

大学構内は建物内も含め禁煙です。上記の指定場所以外の喫煙（電子タバコを含む）、吸い殻の投げ捨ては厳禁です。

学術総合センター

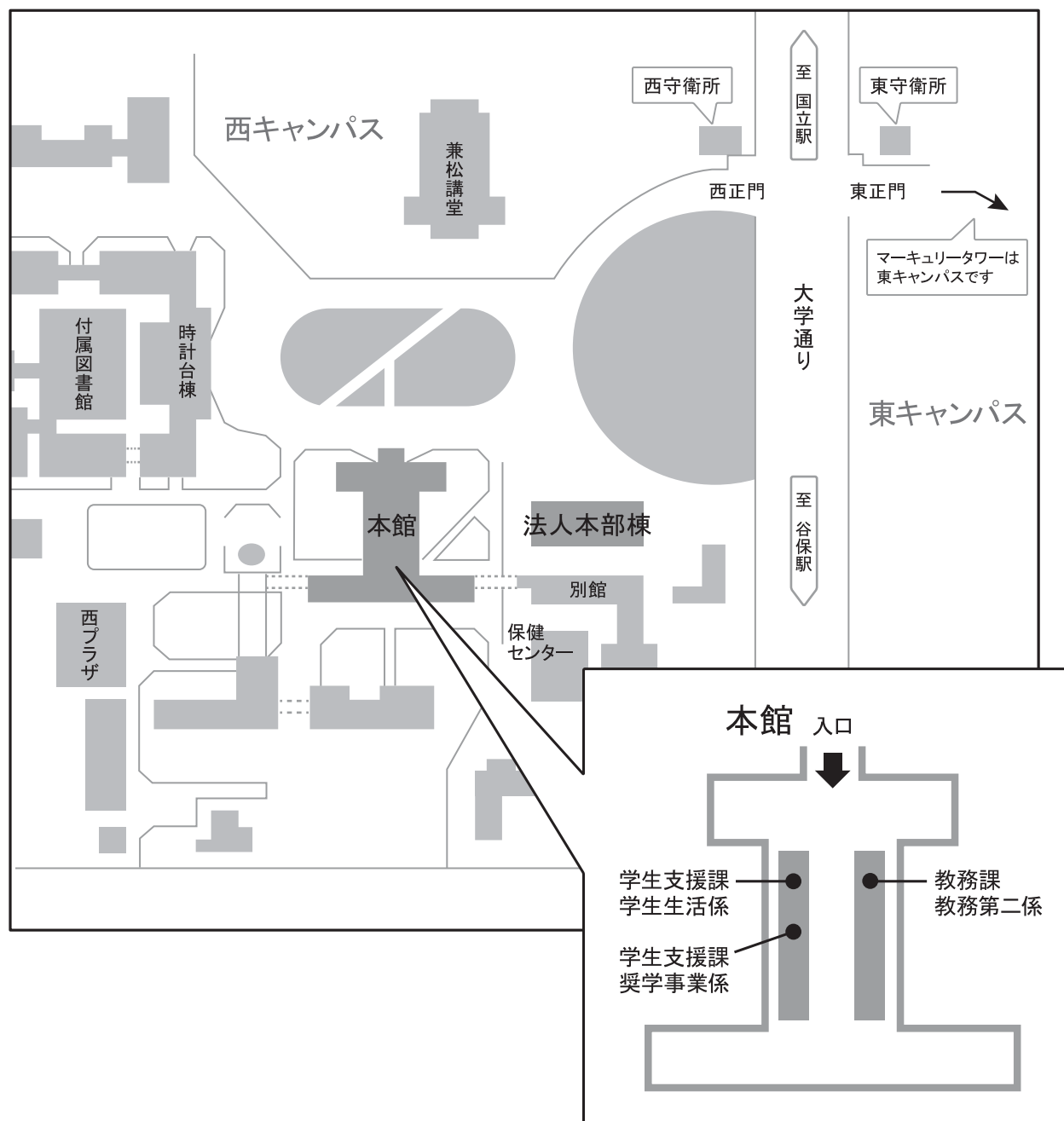


所在地： 〒101-8439
東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
(電話) 03-4212-3400 (講義準備室)

交通アクセス： 東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄三田線・新宿線
■神保町駅 A8 出口 徒歩 3 分

東京メトロ東西線
■竹橋駅 1b 出口 徒歩 4 分

国立西キャンパス建物配置図



お問い合わせ先

- | | | | | |
|----------------------|-------|----------|----------|-------|
| 学生証の紛失・磁気不良などによる再発行 | ----- | 本館 | 教務課 | 教務第二係 |
| 施設の故障、備品の補充について | ----- | 本館 | 教務課 | 教務第二係 |
| 落とし物、忘れ物の問合せ | ----- | 本館 | 学生支援課 | 学生生活係 |
| 奨学金関係の手続き、ご相談など | ----- | 本館 | 学生支援課 | 奨学事業係 |
| 法学研究科 博士課程への進学などについて | ----- | 法人本部棟 4階 | 法学研究科事務室 | |